

9. その他の指定管理者制度対象施設（往査6施設以外）について

[生活文化部 人権男女共同参画課] 関係

(1) 群馬県女性会館（指定管理者；(財)群馬県女性会館）

施設の概要

所管課	人権男女共同参画課	現在の運営方法	直営	指定管理者
-----	-----------	---------	----	-------

施設の設置根拠(法律、条例等)

群馬県女性会館の設置及び管理に関する条例

施設の設置目的

女性団体活動を振興し、女性の教養を高め、もって県民の生活文化の向上を図るとともに男女共同参画の実現に寄与するため。

施設の概要

設置年月日	昭和40年3月
建物規模(延べ床面積、階)	3,452.833㎡ 鉄筋コンクリート地上3階、地下1階
建設費(単位:千円)	169,000千円(うち9千万円強は女性団体からの寄付)
敷地面積(所有者)	1,226.129㎡(群馬県)、1,534.302㎡(前橋市)
備考(大規模改修等)	昭和58年改修工事实施(変電施設及びボイラー設備交換改修、各部屋及びトイレ改装、各種内装設備更新、身障者用向トイレ増設など:310,370千円)

(指定管理費用；平成20年度契約額 38,380 千円)

意見

非公募理由の妥当性について

群馬県女性会館の指定管理者は非公募により選定されているが、非公募としている理由が十分とは考えられないため公募による選定について再検討が望まれる。

(現状及び問題点)

指定管理者は非公募により選定されているが、非公募とした理由は女性問題に関して専門性が必要であり、秘密性が高いからとのことである。しかしながら、対象となっている事業は女性相談支援室の業務であり、会館全体の業務からすると小規模であり、さらに専門相談については、支援事業実施基準において弁護士や特定非営利活動法人被害者支援ネット「すてっぷぐんま」に委託して実施するとなっており、非公募理由としている高度の専門性や秘密性が要求されているようには思われない。また、施設管理と女性問題に関するソフト面は分離して指定管理者を選定することも考えられるため、非公募により指定管理者を選定することについては疑問である。

(改善策)

公募による指定管理者選定の可能性を十分に検討することが望まれる。

アンケート等の有効活用について

アンケート箱を設置してアンケートを実施しているが、回収状況や回収後の利用状況を見る限り有効活用しているとは思われないので、アンケートを充実させて有効活用できるように検討されたい。

(現状及び問題点)

アンケートについて、ロビーにアンケート箱を設置して回収しているが、年間の回収は数件程度である。指定管理者から提出されている事業報告書にはアンケートに対する対応等についての記載もない。

(改善策)

施設の利便性向上のためにアンケートなどを充実させて有効活用することが望まれる。

指定管理者交代に伴うモラル低下の防止について

建物の耐震強度不足の関係で、会館が閉鎖されることが決まっており、現指定管理者の退任も決まっている。残任期間中のモラルハザードに留意する必要がある。

(現状及び問題点)

建物の耐震強度不足の問題もあり、平成 18 年からの指定管理期間は平成 21 年 3 月で終了する。それまで、指定管理者の指定管理期間は残余期間が 5 カ月ほどある(平成 20 年 10 月末ヒアリング時点)が、その間、消耗品の買い控え等管理運営の質の低下が生じないよう留意する必要がある。

(改善策)

指定管理者の残任期間のモラルの低下に留意する必要がある。

[生活文化部 文化振興課] 関係

(1) 群馬県民会館 (指定管理者 ; (財) 群馬県教育文化事業団)

施設の概要

所管課	文化振興課	現在の運営方法	直営	指定管理者
-----	-------	---------	----	-------

施設の設置根拠(法律、条例等)

群馬県民会館の設置及び管理に関する条例

施設の設置目的

県民の福祉の向上と文化の発展に資するため

施設の概要

設置年月日	昭和46年10月29日
建物規模(延べ床面積、階)	延べ床面積13,503㎡ 地下1階地上5階建
建設費(単位:千円)	1,844,845千円
敷地面積(所有者)	19,949.09㎡(群馬県)
備考(大規模改修等)	平成11年11月～12年10月 地下室主要設備改修工事、舞台設備改修工事、外壁防水劣化に伴う防水工事ほか(2,083,980千円)

(指定管理費用 ; 平成 20 年度契約額 133,684 千円)

意見

レストランとの一体化について

売店及びレストランは、ホールの有効利用の観点からは、重要な構成要素であり、一体管理とすることが望ましい。

(現状及び問題点)

現在、売店とレストランは、県が他の業者に直接委託契約しているため、指定管理者が関与できない構造になっている。しかし、レストラン等は、県民会館の運営方針とも関連する業務であり、県はレストランも含めて指定管理者に管理運営させることが望ましい。

(改善策)

レストラン等の管理運営についても考慮した上で、指定管理者を選定するのが望ましい。

自主事業に係る収支計画の未作成について

自主事業は、指定管理者の管理する事業であるにもかかわらず、自主事業の収支計画が作成されていない。

(現状及び問題点)

指定管理業務の一つである自主事業についての収支計画が作成されていない。したがって、計画書上の収支計画は、指定管理業務についての収支計画としては、不十分なものになっている。計画・目標に対する実績報告書である年度報告書においては、自主事業に係る収支が計上されており、報告書の様式を、目標・実績対比様式に改定する等して、計画目標・管理意識の一層の徹底が必要である。

(改善策)

自主事業に係る収支計画も必ず作成させるべきである。目標管理意識の徹底をはかるためにも、事業報告書等の実績報告書は、目標と対比する形式での様式に改訂することが必要である。

管理費用の監査的管理について

利用料金に不足する金額を見積もり管理費用として採用しているが、この管理費用の金額の妥当性は、収支の正確性が前提となるので、監査的な管理が重要である。

(現状及び問題点)

群馬県民会館は利用料金制を採用し、利用料金で不足する額 133 百万円が管理運営費として支出されている。不足分 133 百万円が妥当であるかどうかを確認するためには、収入支出の適正性が前提になる。したがって、監査的観点を強化して、収入支出の適正性についての管理を強化することが必要である。

(改善策)

管理費用の額の妥当性を担保するために、監査的観点強化による収支チェックが望まれる。

(2) 群馬県みかぼみらい館(指定管理者;(財)藤岡市文化振興事業団)

施設の概要

所管課	文化振興課	現在の運営方法	直営	指定管理者
-----	-------	---------	----	-------

施設の設置根拠(法律、条例等)

群馬県みかぼみらい館の設置及び管理に関する条例

施設の設置目的

県民の文化及び学習活動を援助し、もって豊かな県民文化の創造と発展に寄与するため、群馬県みかぼみらい館を藤岡市に設置。

施設の概要

設置年月日	平成7年2月10日(条例施行日及び開館日)
建物規模(延べ床面積、階)	9,531平方メートル、地下1階地上4階
建設費(単位:千円)	5,966,790千円
敷地面積(所有者)	35,000平方メートル(藤岡市から無償貸与)
備考(大規模改修等)	平成20年1月29日～3月31日、大小ホール・ギャラリー/舞台リヤーン・電気ケーブル等交換工事(工事総額:5,523万円)

(指定管理費用;利用料金制採用)

意見

施設のあり方について

設置目的;多野藤岡地域の文化育成及び文化芸術振興、及び、非公募で指定管理者として(財)藤岡市文化振興事業団を選定する事情からも、県の施設として所有するよりも、藤岡市等に移管することが望ましい。

(現状及び問題点)

- ・非公募で(財)藤岡市文化振興事業団が指定管理者になっている理由は、本施設の目的が、多野藤岡地域の文化育成及び文化芸術振興にあることから、それを担うのは(財)藤岡市文化振興事業団が最良であるということにある。
- ・本施設の建物は県の所有であるものの、敷地は藤岡市の所有である。また、運営費の状況(平成19年度)を見ても、利用料金収入24百万円と藤岡市の負担132百万円となっている。

上記の実態からも、本施設が、県内の特定地域の文化振興のためのホールとしての要素を強く持っており、本来、県民全体の負担で建設、維持すべきものであったのか、藤岡多野広域圏で建設すべきものだったのではないのか、疑問である。

今後も、従来通りの目的での運営が予想されることから、その運営コストの一部でも、県民全体で負担するのは望ましくなく、藤岡・多野広域圏の施設として、管理運営するの

が望ましいと思われる。

(改善策)

本施設は、平成21年4月からの藤岡市への移管が決定したが、もっと、早い段階での移管があってもよかつたのではないかと考える。

(3) 群馬県立自然史博物館附帯ホール(かぶら文化ホール)(指定管理者;富岡市)

施設の概要

所管課	文化振興課	現在の運営方法	直営	指定管理者
-----	-------	---------	----	-------

施設の設置根拠(法律、条例等)

地方自治法第244条の第11項

施設の設置目的

自然の生い立ちや郷土の豊かな自然環境に関する県民の理解を深め、併せて県民の文化活動を援助し
もって教育及び文化の発展に寄与する。

施設の概要

設置年月日	平成8年10月22日
建物規模(延べ床面積、階)	延べ床面積3281.88㎡ 地上2階地下1階 プロセニウム型 自然史博物館全体延べ床面積12,122.38㎡
建設費(単位:千円)	自然史博物館(10,509,920)に含まれる
敷地面積(所有者)	自然史博物館と同じ 18,120.8㎡
備考(大規模改修等)	

(指定管理費用;平成20年度契約額 17,186 千円)

意見

非公募理由の妥当性について

指定管理者を非公募で選定した理由に疑問がある。現在の指定管理業務を前提とするので

あれば、今回は公募実施すべきである。

(現状及び問題点)

本施設の非公募理由は、「富岡市が管理するもみじ平総合公園内に存在し、公園施設との一体的運営が不可欠であるため。」となっているが、基本協定書における管理運営業務等は、施設・ハードの維持・保守業務としての管理業務がほとんどであり、特に、富岡市の公園との一体感を必要とする事業を管理している状況にないと思われる。また、同様に本ホールの母体施設である博物館は直営のままであるから、附帯の本ホールだけを取

り上げて、富岡市に一体管理という主張にも違和感がある。このような実態からは、指定管理者が富岡市でなくても、民間の所謂、施設管理会社であっても、管理可能な業務であり、同様の指定管理業務が予定されるのであれば、次回は公募を実施すべきであると思われる。

(改善策)

指定管理者選定時において、現在と同様の指定管理業務が予定されるのであれば、次回は公募を実施すべきであると思われる。

区分経理（共通費の配分）について

自然史博物館（県直営）との共通費の区分経理に問題がある。

(現状及び問題点)

本施設は群馬県自然史博物館と出入口を共有する等、一体化している。管理経費についても、両者の区分ができていない状況にあり、基本協定書で規定している区分経理ができていない。たとえば、水道光熱費については、かぶら文化ホールと自然史博物館で、熱源機器が同一であるため、両施設間で区分ができない状況にあるとしてかぶら文化ホールには計上されず、自然史博物館に全額計上されている等、区分不能な経費はすべて博物館の負担となっている。

(改善策)

自然史博物館との区分を明確にして、合理的な配賦基準のもとに指定管理者制度対象施設の区分経理がなされ、そのうえで適正な管理費用が算定されなければならない。

施設のあり方について

現状の使用実態を前提にするのであれば、富岡市への適正な価額での移管も視野に入れ検討すべきである。

(現状及び問題点)

本施設の設置目的は、文化ホールとしての機能である。平成 19 年度の用途別利用状況(人数)は、発表会(26%)、演劇(18%)、クラシック(14%)、映画(6%)、式典(6%)、歌謡(5%)が大きな構成比を占めている状況にある。また、利用者の地域別の割合は、友の会の会員数で見ると、富岡市(58%)、甘楽郡(13.3%)、安中市(19%)となっている。平成 19 年度現在の維持費用の負担関係は、県負担が 17 百万円、富岡市負担が、11 百万円となっているが、一部地域の文化ホールとしての利用度が高い状況であり県民全体の負担で本施設を維持していくべきものか検討の余地があると思われる。

(改善策)

適正な価額での富岡市への移管も視野にいれて、今後のあり方を検討すべきである。

市所有施設との一体管理について

将来的には、隣接敷地内にある「もみじ平総合公園」と「群馬県立自然史博物館」、
「かぶら文化ホール」を一体の複合施設として運営した方が望ましいと思われる。

（現状及び問題点）

施設は富岡市の「もみじ平総合公園」と県直営の「群馬県立自然史博物館」、富岡市が指定管理者となっている「かぶら文化ホール」を全体として一つの複合施設として捉えた運営が有効と考えられる。現在は、これらは設置条例や設置目的が異なるので一体として扱うことは困難とのことであるが、条例等の改正も視野に入れて検討の余地があるのではないかとと思われる。博物館の運営には特別のノウハウが必要ではあるが、そのようなソフトの部分は全体最適の中で専門家に委ねるとして場所（ロケーション）や相乗効果を考え、一体のものとして運営管理するのが有効であると思われる。 の意見は、そのような前提で、段階的に、まず、かぶら文化ホールから、富岡市への移管を検討してはとする案である。

（改善策）

将来的には、「もみじ平総合公園」「群馬県立自然史博物館」、「かぶら文化ホール」を全体として一つの複合施設として捉えた運営が有効と考えられる。

[健康福祉部 健康福祉課]関係

(1) 群馬県社会福祉総合センター(指定管理者;(社福)群馬県社会福祉事業団・
群馬県ビルメンテナンス協同組合)

施設の概要

所管課	健康福祉課	現在の運営方法	直営	指定管理者
-----	-------	---------	----	-------

施設の設置根拠(法律、条例等)

群馬県社会福祉総合センターの設置及び管理に関する条例

施設の設置目的

社会福祉施策の総合的な推進を図り、県民が心豊かで健やかに暮らせる福祉社会の実現に寄与するための拠点となる施設として設置。

施設の概要

設置年月日	平成10年2月1日
建物規模(延べ床面積、階)	14,655.856m ² (地上9階、地下2階)
建設費(単位:千円)	約9,700,000千円
敷地面積(所有者)	7,237.082m ² (群馬県)
備考(大規模改修等)	

(指定管理費用;平成20年度契約額 107,554 千円)

意見

アンケート等の有効活用について

利用者アンケートの結果が、事業報告書で報告されていない。

(現状及び問題点)

顧客満足度については、ホールに来場した人にサンプルにてアンケートを実施しているとのことであるが、事業報告書にはその結果は記載されていない。

(改善策)

利用者からのアンケート結果は、満足度等を図る重要な資料であり報告書に記載され、有効活用されることが望まれる。

(2) 群馬県福祉マンパワーセンター(指定管理者;(社福)群馬県社会福祉協議会)

施設の概要

所管課	健康福祉課	現在の運営方法	直営	指定管理者
-----	-------	---------	----	-------

施設の設置根拠(法律、条例等)

群馬県福祉マンパワーセンターの設置及び管理に関する条例

施設の設置目的

社会福祉に関する人材の養成、確保及び資質の向上を図り、並びに社会福祉に関する調査研究及び啓発活動に取り組むことにより、社会福祉の発展に寄与し、あわせて福祉に関する県民の理解を深めることを目的に設置した施設である。

施設の概要

設置年月日	平成10年4月1日
建物規模(延べ床面積、階)	822.95㎡・県社会福祉総合センター6階
建設費(単位:千円)	9,662,784千円(社会福祉総合センター建設費)
敷地面積(所有者)	7237.08㎡(社会福祉総合センター敷地)
備考(大規模改修等)	

(指定管理費用;平成20年度契約額 61,310 千円)

意見

利用者数目標の設定について

目標管理の一環として、重要指標である利用者数目標が設定できていない。

(現状及び問題点)

現在は、目標利用者数が設定されていないので実績との比較ができていない。インターネットでの利用も可能であり、こちらの方は全国規模のものであるため群馬県の利用者数が把握できないので目標管理は不明とのことである。しかしながら、窓口利用者の目標設定だけであっても、目標管理による施設の稼働率向上を図ることが望まれる。

(改善策)

重要な管理指標である目標利用者数を設定し、その達成に向けての目標管理を実施し、利用者数の増加を図るべきである。

アンケート等の有効活用について

利用者アンケートの結果が、事業報告書で報告されていない。

(現状及び問題点)

利用者アンケートを実施しているとのことであるが、平成19年度の事業報告書には記載

されていない。

（改善策）

利用者からのアンケート結果は、満足度等を図る重要な資料であり報告書に記載され、有効活用されることが望まれる。

[健康福祉部 障害政策課]関係

(1) 群馬県立点字図書館(指定管理者;(社福)群馬県社会福祉事業団、(社)群馬県
視覚障害者福祉協会)

施設の概要

所管課	障害政策課	現在の運営方法	直営	指定管理者
-----	-------	---------	----	-------

施設の設置根拠(法律、条例等)

身体障害者福祉法第28条第1項、群馬県立点字図書館の設置及び管理に関する条例

施設の設置目的

視覚障害者の福祉の向上と社会福祉の発展に寄与することを目的とし、次の業務を行う。
点字図書・視覚障害者用録音物(音訳図書)の製作・収集及び視覚障害者への貸出、点訳・音訳奉
仕員の養成、点字図書・視覚障害者用録音物の普及・奨励及び相談

施設の概要

設置年月日	昭和48年9月1日
建物規模(延べ床面積、階)	312.98㎡、群馬県社会福祉総合センター内(3階)
建設費(単位:千円)	群馬県社会福祉総合センター内の施設のため、施設単体での建設費は不明。
敷地面積(所有者)	入居施設のため敷地面積はなし。
備考(大規模改修等)	

(指定管理費用;平成20年度契約額 45,507千円)

意見

利用者数目標の設定について

提示された利用者数目標と実績の対比表において、平成17年度以降、毎年設定されている目標利用者数が前年度実績を大幅に下回るように設定されている状況が、示されていたが、報告数値に間違いがあることが判明した。目標管理は、指定管理者に対する管理方法として極めて重要な管理方法であるが、基礎的な部分での過誤であり、目標管理意識の浸透が必要である。県民サービス・満足度向上の重要指標のひとつである利用者数目標の、適切な設定と管理の充実が望まれる。

(現状及び問題点)

利用者数の状況と目標利用者数の状況を確認したところ、平成17年度の利用者数が4,473人であったのに、平成18年度の目標利用者数が3,400人となっており、平成18年度の利用者数が4,513人であったのに、平成19年度の目標利用者数が3,600人と設定されていた。

後日調査の結果、目標利用者数に誤った数値が記載されたまま報告されていたことが判明した。目標利用者数は経営管理上最もわかりやすく、行動に直結しやすい日頃から意識すべき最も基本的な数値の目標の一つであるだけに、目標管理意識が不足していたと言わ

ざるを得ない。指定管理者は目標設定にあたっては、利用者数の増加が県民サービス・満足度の向上の重要指標であると認識したうえで、持続可能で、意欲的な数値を設定すべきであり、県は目標管理意識を持ち、目標達成に向けて指定管理者を指導すべきである。

(改善策)

県民サービス・満足度向上の重要指標のひとつである利用者数目標の、適切な設定と管理の充実が望まれる。

アンケート等の実施状況について

アンケートを実施していないが、施設に対する要望等を入手するためにアンケート等を実施していくことが望まれる。

(現状及び問題点)

平成 19 年度の事業報告書を見たところ、アンケートに関する事項の記載がない。利用者から見た施設の利便性について情報を入手する手段としてはアンケートの実施は有効と考えられるが、これを実施していないことは疑問である。

(改善策)

施設の利便性向上につなげるため、アンケートなど利用者からの要望等を入手する手段を設けることが望まれる。

指定管理者制度導入によるコスト増加について

指定管理者制度を導入したことにより県の管理費用が増加しているが、指定管理者制度の導入のひとつの目的がコストの削減であることを考えると、コスト増を吸収する方法がなかったかどうか再検証することが必要である。

(現状及び問題点)

県の当該施設に対する管理運営コストの状況を確認したところ、指定管理制度導入前の平成 15 年度から平成 17 年度にかけて管理費用は 41,346 千円にまで減少しているが、指定管理制度になった平成 18 年度以降は管理費用(指定管理料)の金額が 43,795 千円に増加している。これはそれまで県職員で対応していた業務について、県職員の引き上げにより平成 17 年度は一時的に嘱託職員で対応したため人件費が減少し、結果的に 18 年度の費用の方が高くなったためとのことであるが、指定管理制度の導入目的の一つが、費用の削減であることを考えれば、住民満足度を落とさない範囲で、他のコストの減少を図り、この増加分を吸収できなかったかどうか、再検証することが必要である。

(改善策)

指定管理者制度の導入のひとつの目的が管理コストの削減であることを踏まえて、住民

サービス・満足度の向上との兼ね合いの中で、指定管理料の金額の合理性について十分に吟味されることが必要である。

(2) 群馬県立ふれあいスポーツプラザ (指定管理者 ; (社福) 群馬県社会福祉事業団)

施設の概要

所管課	障害政策課	現在の運営方法	直営	指定管理者
-----	-------	---------	----	-------

施設の設置根拠(法律、条例等)

群馬県立ふれあいスポーツプラザの設置及び管理に関する条例

施設の設置目的

障害者及び高齢者のスポーツ及びレクリエーション活動の振興、社会参加の促進

施設の概要

設置年月日	平成3年4月1日
建物規模(延べ床面積、階)	4,241㎡、2階
建設費(単位:千円)	2,042,550
敷地面積(所有者)	46,412㎡(群馬県)
備考(大規模改修等)	16年度 プール改修工事8,400千円、芝生改修工事3,570千円、18年度 陸上競技場補修工事5,670千円、19年度 体育室照明設備工事4667千円、冷温水器等工事33,606千円

(指定管理費用 ; 平成 20 年度契約額 126,571 千円)

意見

利用者数目標の設定について

利用者数目標が設定されていない。住民・利用者満足度測定の間からも重要な指標である、利用者数目標を設定し、目標達成に向け管理して行くことが必要である。

(現状及び問題点)

現在、利用者数目標は定められていない。利用者数目標は、施設に対する住民・利用者満足度を測るための重要指標の一つであり、わかりやすい数値目標であることから、経営管理上も導入しやすく有効な数値目標である。本施設では、利用者数実績も把握可能な管理状況にあることから、早急な利用者数目標の導入が可能であると思われる。

(改善策)

早急に利用者数目標を設定し、目標管理を徹底し利用者数の増加を促進する必要がある。

アンケート等の有効活用について

利用者アンケートの結果が、事業報告書で報告されていない。

(現状及び問題点)

利用者アンケートを、年に2回、1月と7月に主催事業が終了したときに実施しているということであるが、平成19年度の事業報告書には記載されていない。アンケート結果は、利用者の満足度等を図る上で重要な資料であるから、県にも報告され、分析、評価等に有効に利用されることが望まれる。

(改善策)

利用者からのアンケート結果は、満足度等を図る重要な資料であり報告書に記載され、有効活用されることが望まれる。

(3) 群馬県聴覚障害者コミュニケーションプラザ

(指定管理者;(社福)群馬県社会福祉事業団)

施設の概要

所管課	障害政策課	現在の運営方法	直営	指定管理者
-----	-------	---------	----	-------

施設の設置根拠(法律、条例等)

身体障害者福祉法第28条第1項、群馬県聴覚障害者コミュニケーションプラザの設置及び管理に関する条例

施設の設置目的

聴覚障害者のコミュニケーションを支援し、聴覚障害者の自立と社会参加を促進することを目的とし、次の業務を行う。
手話通訳者・要約筆記者の派遣・養成、聴覚障害者用録画物の製作・収集及び貸出、聴覚障害者用情報機器の貸出、聴覚障害者からの相談対応

施設の概要

設置年月日	平成10年2月1日
建物規模(延べ床面積、階)	425.39㎡、群馬県社会福祉総合センター内(3階)
建設費(単位:千円)	群馬県社会福祉総合センター内の施設のため、施設単体での建設費は不明。
敷地面積(所有者)	入居施設のため敷地面積はなし。
備考(大規模改修等)	

(指定管理費用;平成20年度契約額 44,148 千円)

意見

指定管理者制度導入によるコスト増加について

指定管理者制度を導入したことにより県の管理費用が増加しているが、指定管理者制度の導入のひとつの目的がコストの削減であることを考えると、コスト増を吸収する方法がなかったかどうか再検証することが望まれる。

(現状及び問題点)

指定管理者制度の導入直前の平成 17 年度の管理費用は 42,890 千円であったが、指定管理者制度導入後の平成 18 年度では管理費用(指定管理料)が 44,148 千円となっている。

これは平成 17 年度は、正規職員の休業により一時的に嘱託・臨時職員で対応したため人件費が減少し、結果的に平成 18 年度管理費用の方が高くなったためとのことであるが、指定管理制度の導入目的の一つが費用の削減であることを考えると、住民満足度を落とさない範囲で、他のコストの減少を図り、この増加分を吸収できなかったかどうか、再検証することが必要である。

(改善策)

指定管理者制度の導入のひとつの目的が管理コストの削減であることを踏まえて、住民サービス・満足度の向上との兼ね合いの中で、指定管理料の金額の合理性について十分に吟味されることが必要である。

(4) 群馬県立ゆうあいピック記念温水プール

(指定管理者 ; (社福) 群馬県社会福祉事業団)

施設の概要

所管課	障害政策課	現在の運営方法	直営	指定管理者
-----	-------	---------	----	-------

施設の設置根拠(法律、条例等)

群馬県立ゆうあいピック記念温水プールの設置及び管理に関する条例

施設の設置目的

障害者及び高齢者のスポーツ及びレクリエーション活動の振興、社会参加の推進

施設の概要

設置年月日	平成9年4月1日
建物規模(延べ床面積、階)	1,692m ²
建設費(単位:千円)	753,967
敷地面積(所有者)	9,972m ² (渋川市、渋川広域市町村圏振興整備組合)
備考(大規模改修等)	

(指定管理費用 ; 平成 20 年度契約額 57,845 千円)

意見

収支計算書の表示について

事業報告書の収支計算書上、他会計からの繰入金収入が計上されているが、収支差額の不足である旨が明確になるように表示を工夫する必要がある。

(現状及び問題点)

事業報告書の平成 19 年度資金収支決算内訳表に、「公益事業会計繰入金収入」11,695 千円が計上されている。「他の会計区分からの補填金収入」もしくは「他の会計区分からの一時的な借入金収入」であろうと思われる。区分経理における収支差額を、民間の指定管理業者との比較可能性の確保の観点からも、当該経理区分における資金収支の余剰金もしくは欠損金として明確に表示する必要があり、注記等も利用してその旨をより明確に表示すべきである。

(改善策)

収支計算書上、「他会計からの繰入金収入」が収支差額の不足 = 欠損である旨が明確になるように表示を工夫する必要がある。

多額の欠損について

予算規模に比して、人件費の増大による多額の欠損が生じている。

(現状及び問題点)

平成 19 年度に約 11 百万の欠損金が発生しているが、この理由は計画に比して人件費がほぼ同額増加したことに起因している。予算支出規模 58 百万円弱の中で、11 百万円もの、固定支出である人件費予算と実績の乖離が生じたわけであり、予算管理の甘さあるいは予算設定の杜撰さが指摘される。

(改善策)

指定管理者の予算管理面での指導を徹底願いたい。

アンケート等の有効活用について

利用者アンケートの結果が、事業報告書で報告されていない。

(現状及び問題点)

利用者アンケートを、年に 2 回、1 月と 7 月に主催事業が終了したときに実施しているということであるが、平成 19 年度の事業報告書には記載されていない。アンケート結果は、利用者の満足度等を図る上で重要な資料であるから、県にも報告され、分析、評価等に有効に利用されることが望まれる。

(改善策)

利用者からのアンケート結果は、満足度等を図る重要な資料であり報告書に記載され、有効活用されることが望まれる。

[環境森林部 自然環境課]関係

(1) つつじが岡公園(花山部分)(指定管理者;館林市)

施設の概要

所管課	自然環境課	現在の運営方法	直営	指定管理者
-----	-------	---------	----	-------

施設の設置根拠(法律、条例等)

都市公園法第2条第1項第2号
群馬県立公園条例

施設の設置目的

県民の公共の福祉の増進と観光振興、樹齢800年を超えるヤマツツジの巨樹をはじめとする古木群の保護増殖。

施設の概要

設置年月日	大正12年4月1日
建物規模(延べ床面積、階)	93.56m ² (木造平屋)
建設費(単位:千円)	44,345
敷地面積(所有者)	12.6ha(公園面積。所有者:群馬県)
備考(大規模改修等)	

(指定管理費用;平成20年度契約額 46,950 千円)

意見

公園としての一体管理について

県の異なる管理部局の元に以下の3つの施設に区分してそれぞれ異なる管理者に管理されている。公園全体を一体としての一元的な管理・整備の方法を検討すべきである。

(現状及び問題点)

つつじが岡公園は県の異なる管理部局の元に以下の3つの施設に区分してそれぞれ異なる管理者に管理されている。

つつじが岡公園(花山部分を除く)...県土整備部(都市計画課)

つつじが岡公園(花山部分)...環境森林部(自然環境課)

群馬県水産学習館...農政部(蚕糸園芸課)

県は、これら3施設についてそれぞれ管理者の選定作業や月例報告、事業報告等の管理作業を行っており非効率である。管理部局の別により施設管理も別に行うというのはいわゆる縦割り管理の弊害といわざるを得ない。むしろ、つつじが岡公園を一体として運営することが指定管理者の管理においてまた、公園自体の維持管理や整備の点からも有効であると思われる。

(改善策)

つつじが岡公園一体としての一元的な管理・整備の方法を検討すべきである。このことについては、「つつじが岡公園（花山部分を除く）」に対する意見として既に述べているので、参照されたい。

（２）群馬県クレー射撃場（指定管理者；日本装弾（株））

施設の概要

所管課	自然環境課	現在の運営方法	直営	指定管理者
-----	-------	---------	----	-------

施設の設置根拠(法律、条例等)

群馬県クレー射撃場の設置及び管理に関する条例

施設の設置目的

クレー射撃を通じて、県民の健全な心身の発達並びに狩猟者の銃器の正しい取扱い技術の習得及び射撃技術の向上を図る

施設の概要

設置年月日	昭和47年4月1日
建物規模(延べ床面積、階)	1,408.29㎡
建設費(単位:千円)	88,710千円
敷地面積(所有者)	47,252㎡
備考(大規模改修等)	昭和57年管理棟新築

（指定管理費用；平成20年度契約額 3,290 千円）

意見

指定管理者の経営状況・業務継続能力等の把握（決算書の入手等）不足について

基本協定書では指定管理者の経営状況に関する資料の提出を求めているが、指定管理業務を指定管理者が安定的に運営できるか、業務継続能力を継続的にモニタリングするためには指定管理者の経営状況等を把握する資料（決算書等）を、指定管理者選定時以外にも、定期的に入手しチェックすることが必要である。

（現状及び問題点）

基本協定書で定期報告を求めているのは指定管理事業についてのみであり、指定管理者の経営状況等に関する資料（決算書等）の提出を求めている。指定管理者制度においては、指定管理者が安定的に指定管理業務を遂行できるかどうかは重要な評価ポイントであると考えられる。指定管理者が指定管理事業以外の事業を行っている場合に、指定管理者の事業継続能力を確認するには指定管理者団体全体の決算書等、指定管理者そのものを知ることのできる資料を指定期間中にも定期的に確認する必要がある。

したがって、指定管理者選定後においても、指定管理者の経営状況等について継続的にモニタリングする手続を実施すべきものとする。

(改善策)

定期報告の一環として指定管理者の経営状況を把握するための書類(決算書等)の提出を求めることとし、それに基づいて指定管理者の業務遂行の安定性等を検証することが必要である。

指定管理者交代に伴うモラル低下の防止について

指定管理者の残任期間中のモラルハザードに留意する必要がある。

(現状及び問題点)

平成18年からの指定管理期間は平成21年3月で終了となるが、現在の指定管理者は次回の選定には辞退を表明している。現在の指定管理期間には残余期間が5ヶ月ほどある(平成20年10月末ヒアリング時点)が、その間例えば消耗品の買い控え等管理運営の質の低下が生じないように留意する必要がある。

(改善策)

指定管理者の残任期間のモラルの低下に留意して管理する必要がある。

施設のあり方について

民間施設の利用により設置目的の達成は可能と考えられ、県がクレー射撃場を所有する意味合いは薄いと考えられる。

(現状及び問題点)

クレー射撃は原則として有資格者でないと行えない競技であり、射撃場の利用者は限定的(平成19年度年間利用者数累計6,693人、うち県内4,279人)である。また、安中市に隣接する富岡市に民間のクレー射撃場もあり、この施設を利用することで、施設の設置目的が達成できるのであれば、県有の施設を所有する意味は薄いのではないかとと思われる。施設を存続させるとしても受益者負担を増加させて良いのではないかと考える。

(改善策)

クレー射撃場を所有することの意義を含めて、そのあり方について検討する必要がある。

(3) 群馬県野鳥の森施設(指定管理者;安中市)

施設の概要

所管課	自然環境課	現在の運営方法	直営	指定管理者
-----	-------	---------	----	-------

施設の設置根拠(法律、条例等)

群馬県野鳥の森施設の設置及び管理に関する条例

施設の設置目的

県民の自然に関する知識及び教養の向上を図るとともに、県民の保健及び休養に資する

施設の概要

設置年月日	昭和48年6月(鳥獣資料館は昭和51年設置)
建物規模(延べ床面積、階)	871.48m ²
建設費(単位:千円)	115,454
敷地面積(所有者)	13,296m ² (国:群馬森林管理所)
備考(大規模改修等)	平成8年3月展望台改築(27,748千円)

(指定管理費用;平成20年度契約額 6,570 千円)

意見

指定管理者選定理由について

指定管理者の選定理由に疑問がある。

(現状及び問題点)

野鳥の森施設は公募により安中市が指定管理者になっているが、その理由は公園の運営のノウハウがあるからということになっている。しかし、県は国から施設設置場所及び道路の土地のみを借り上げ、その部分の施設の管理を委託しているに過ぎない。森林は国の所有であり国が管理している。公園の維持管理に特に専門的なノウハウは必要ないと思われる、そのことを選定理由とすることの合理性は乏しいと思われる。

(改善策)

指定管理者の選定理由が合理的かつ理解されやすい内容で説明できるようにする必要がある。

施設のあり方について

国有地の一部を県が借り上げ、本施設が設置されている形態及び利用者が少数である現状を鑑み、施設のあり方そのものを検討する余地があると思われる。

(現状及び問題点)

本県の森林公園のほとんどは県有地に設置されているが、本施設については、敷地の所有者は、国（群馬森林管理署）であり、県はそのうちの一部である施設設置場所と域内の道路を借り上げた上で管理している状況にある。また、利用者数も年間9,167人（平成19年度実績）と他の類似施設比べて少ないことから、現状のような形態で、6,570千円（平成19年実績）の負担を続けて、施設を設置していることの意味があるかどうかについて検討する余地があると思われる。

（参考）類似施設の状況（平成19年実績）

施設名	利用者数(人)	敷地の状況
野鳥の森施設	9,167	県有地なし 100%国有地
伊香保森林公園	99,672	県有地 100%
赤城森林公園・ふれあいの森	336,397	県有地 100%
さくらの里	116,225	県有地 60%
桜山森林公園	102,159	県有地なし 100%藤岡市
みかほ森林公園	5,893	県有地 100%
21世紀の森	51,005	県有地 60%

（改善策）

主要施設である鳥獣資料館（昭和49年）ビジターセンター（昭和55年）の老朽化が進んでいることもあり、現状の形態で施設を維持するかどうか検討の余地がある。

[環境森林部 緑化推進課]関係

(1) 伊香保森林公園(指定管理者; 渋川市)

施設の概要

所管課	緑化推進課	現在の運営方法	直営	指定管理者
-----	-------	---------	----	-------

施設の設置根拠(法律、条例等)

群馬県立森林公園の設置及び管理に関する条例

施設の設置目的

森林が持つ優れた自然環境を保全するとともに、県民の保健及び休養に資する。

施設の概要

設置年月日	昭和54年5月18日
建物規模(延べ床面積、階)	管理棟(木造平屋建て73m ²)
建設費(単位:千円)	179,000千円
敷地面積(所有者)	224ha(群馬県)
備考(大規模改修等)	

(指定管理費用; 平成20年度契約額 3,610千円)

意見

非公募理由の妥当性について

指定管理者制度の導入当初に非公募により指定管理者を選定している。また平成21年度の2度目の選定でも非公募としているが、公募による指定管理者選定の可能性を十分に検討されたい。

(現状及び問題点)

平成18年度より指定管理者制度が導入され、渋川市の管理する公園と一体管理が合理的であるとの理由から非公募とされてきたが、2回目の指定期間となる平成21年度からについても非公募である。業務の内容は森林の整備や大規模修繕の県への報告といったものであり、非公募とする理由が乏しく民間でも十分対応が可能であると思われる。

一体管理を非公募理由としているにもかかわらず、本公園のパンフレット等では渋川市の管理する上ノ山公園部分についても一体となっているような案内が十分にされているといは言いがたく、改善が必要である。

また、一体管理の相手方である上ノ山公園を管理する渋川市が民間等の指定管理者を選定する可能性も全くないとは言えず、その場合には一体管理の前提が崩れることになりかねない。一方で、県はこのようリスクについても、渋川市と日頃から十分な意見交換をしていくことが必要である。

(改善策)

指定管理者を公募により選定することの可能性を十分に検討されることが望まれる。

アンケート等の有効活用について

利用者満足度調査のために雑記帳を設置しているが、記載内容を十分に検討されていない、また事業報告書により県に報告もなされていない。

(現状及び問題点)

利用者の満足度、要望調査については雑記帳を設置しているが、内容は十分には検討がされていない。県への事業報告書にも内容についての記載はない。

(改善策)

施設の利用向上、満足度向上のためにも実施したアンケート等の内容を十分に検討し、アンケート結果に対する指定管理者の対応状況を事業報告書に記載させるなど県もその状況を把握することが望まれる。

(2) 赤城森林公園、赤城ふれあいの森(指定管理者;群馬県森林組合連合会)

施設の概要

所管課	緑化推進課	現在の運営方法	直営	指定管理者
-----	-------	---------	----	-------

施設の設置根拠(法律、条例等)

群馬県立森林公園の設置及び管理に関する条例

施設の設置目的

森林が持つ優れた自然環境を保全するとともに、県民の保健及び休養に資する。

施設の概要

設置年月日	赤城森林公園:昭和58年4月1日 赤城ふれあいの森:平成元年4月1日
建物規模(延べ床面積、階)	あかぎ木の家(木造2階612㎡)
建設費(単位:千円)	924,875千円 (赤城森林:169,653千円 赤城ふれあい:755,222千円)
敷地面積(所有者)	443ha(赤城森林公園:367ha 赤城ふれあいの森:76ha(群馬県))
備考(大規模改修等)	

(指定管理費用;平成20年度契約額 16,128 千円)

意見

統一的な愛称の検討について

赤城森林公園・赤城ふれあいの森は、隣接地域にあり、地理的にも一体化しており、設置条例も、指定管理者の選定も、一本になっている。このよう実態に合わせて、二つの別々の施設であるかのような印象を与える名称を一本化する等の工夫が望まれる。

(現状及び問題点)

赤城森林公園(367ha)・赤城ふれあいの森(76ha)合計443haは、隣接一体化しており、イメージ的には「赤城森林公園」の中に、「(赤城)ふれあいの森」があるといった方が、実態を表していると思われる。現在の名称の使い方では、個々別々の施設が異なる場所にあるような印象も与えかねない、名称が長過ぎる等のデメリットは感じるが、メリットはあまり感じられない。

(改善策)

実態に合わせて、統一的な愛称を検討し、県民によりわかりやすくすることが望まれる。

アンケート等の実施状況について

利用者の要望等を把握するためにアンケート等の施策が取られていないが、施設の利用促進、利用者満足度の向上のためにアンケート等を実施することが望まれる。

(現状及び問題点)

利用者の満足度向上を図るための施策、例えば利用者からのアンケートなどが実施されていない。目安箱等の設置もなく、利用者満足度の調査、確認が行われていない。

(改善策)

施設利用者の満足度の向上、利用の促進のために利用者の要望を入手するためにアンケート等の施策を実施することが望まれる。

(3) さくらの里 (指定管理者 ; (社) 群馬県林業公社)

施設の概要

所管課	緑化推進課	現在の運営方法	直営	指定管理者
-----	-------	---------	----	-------

施設の設置根拠(法律、条例等)

群馬県立森林公園の設置及び管理に関する条例

施設の設置目的

森林が持つ優れた自然環境を保全するとともに、県民の保健及び休養に資する。

施設の概要

設置年月日	昭和58年4月1日
建物規模(延べ床面積、階)	さくらの里センター(木造平屋建て160m ²)
建設費(単位:千円)	357,321千円
敷地面積(所有者)	4.7ha(群馬県:2.9ha 借地:1.8ha)
備考(大規模改修等)	

(指定管理費用 ; 平成 20 年度契約額 9,967 千円)

意見

アンケート等の有効活用について

施設の利用促進、利用者満足度の向上のためにアンケート等が実施されているが、事業報告書に報告記載されていない。

(現状及び問題点)

指定管理者が実施すべき業務として、「利用者の意見・要望等の調査」があるが、アンケートが実施されているものの、その内容についての結果報告が、事業報告書に記載されていない。

(改善策)

アンケート等を実施するだけでなく、その内容を報告書に記載して報告することが必要である。事業報告書の報告様式の改訂(記載欄の設置)も含めて検討することが望ましい。

(4) 桜山森林公園(指定管理者; 藤岡市)

施設の概要

所管課	緑化推進課	現在の運営方法	直営	指定管理者
-----	-------	---------	----	-------

施設の設置根拠(法律、条例等)

群馬県立森林公園の設置及び管理に関する条例

施設の設置目的

森林が持つ優れた自然環境を保全するとともに、県民の保健及び休養に資する。

施設の概要

設置年月日	平成2年4月1日
建物規模(延べ床面積、階)	管理棟(木造平屋建て101m ²)
建設費(単位:千円)	446,000千円
敷地面積(所有者)	15ha(借地:藤岡市)
備考(大規模改修等)	

(指定管理費用;平成20年度契約額 3,663 千円)

指摘事項

区分経理が適切に行われていないことについて

県有施設と市有施設の両方を藤岡市が維持管理しているが、事業報告書に記載されている収支報告は県有施設、市有施設両方で要した収支となっており、基本協定書で区分経理を要求していることに対して違反している。

(現状及び問題点)

桜山森林公園は県有施設と藤岡市の施設が並存しており、県有施設については藤岡市が指定管理者として管理し、市の施設は市が直接管理している。指定管理者に関する基本協定書第10条では指定管理業務に係る収入と支出は他の業務と区分して経理することとなっているが、事業報告書に記載されている収支は桜山公園全体(県有施設及び市有施設)の維持管理に関する収支であり、県有施設に係る収支として区分経理されたものが記載されておらず基本協定に反している。

(改善策)

基本協定書に従って県有施設に係る収支を適切に区分経理すべきである。

意見

アンケート等の実施状況について

利用者の要望等を把握するためにアンケート等の施策が取られていないが、施設の利用促進、利用者満足度の向上のためにアンケート等を実施することが望まれる。

(現状及び問題点)

利用者の満足度向上を図るための施策、例えば利用者からのアンケートなどが実施されていない。目安箱等の設置もなく、利用者満足度の調査、確認が行われていない。

(改善策)

施設利用者の満足度の向上、利用の促進のために利用者の要望を入手するためにアンケート等を実施することが望まれる。

施設のあり方について

桜山森林公園は藤岡市所有の土地に県が施設を整備して藤岡市を指定管理者として維持管理しているが、藤岡市の施設として維持管理するほうが合理的であると考えられる。

(現状及び問題点)

公園の敷地は藤岡市の所有地であり、県は市より当該敷地を借受けて施設を整備し、藤岡市に指定管理を委託している。指定管理者の選定は非公募であるが、その理由は藤岡市の管理する公園と一体管理することが合理的であるとのことである。しかしながら、そもそも藤岡市の所有地にある施設であることを考えると、桜山森林公園は県の施設として管理するよりも、藤岡市に施設を譲渡し藤岡市が管理するほうが合理的であると思われる。

また、指摘事項にもあるとおり、収支報告も指定管理事業と市の固有事業部分を区分けせずに報告しているが、このことは、藤岡市側が本公園の全体を管理し、県からの助成をもって運営しているという意識に根ざしたものとも考えられる。

(改善策)

桜山森林公園を県有施設として維持することのあり方を見直し、施設を藤岡市に譲渡する方向を模索することが望まれる。

(5) みかぼ森林公園(指定管理者;(社)群馬県林業公社)

施設の概要

所管課	緑化推進課	現在の運営方法	直営	指定管理者
-----	-------	---------	----	-------

施設の設置根拠(法律、条例等)

群馬県立森林公園の設置及び管理に関する条例

施設の設置目的

森林が持つ優れた自然環境を保全するとともに、県民の保健及び休養に資する。

施設の概要

設置年月日	平成3年4月1日
建物規模(延べ床面積、階)	管理棟(木造平屋建て78m ²)
建設費(単位:千円)	88,000千円
敷地面積(所有者)	255ha(群馬県)
備考(大規模改修等)	

(指定管理費用;平成20年度契約額 5,894 千円)

意見

アンケート等の有効活用について

施設の利用促進、利用者満足度の向上のためにアンケート等が実施されているが、事業報告書に報告記載されていない。

(現状及び問題点)

指定管理者が実施すべき業務として、「利用者の意見・要望等の調査」があるが、アンケートが実施されているものの、その内容についての結果報告が、事業報告書に記載されていない。

(改善策)

アンケート等を実施するだけでなく、その内容を報告書に記載して報告することが必要である。事業報告書の報告様式の改訂(記載欄の設置)も含めて検討することが望ましい。

(6) 21 世紀の森 (指定管理者 ; 利根沼田森林組合)

施設の概要

所管課	緑化推進課	現在の運営方法	直営	指定管理者
-----	-------	---------	----	-------

施設の設置根拠(法律、条例等)

群馬県立森林公園の設置及び管理に関する条例

施設の設置目的

森林が持つ優れた自然環境を保全するとともに、県民の保健及び休養に資する。

施設の概要

設置年月日	平成10年10月11日
建物規模(延べ床面積、階)	管理棟(木造平屋建て106m ²)
建設費(単位:千円)	998,000千円
敷地面積(所有者)	427ha(群馬県:252ha 借地:175ha)
備考(大規模改修等)	

(指定管理費用 ; 平成 20 年度契約額 9,700 千円)

意見

アンケート等の実施状況について

利用者の要望等を把握するためにアンケート等が実施されていないが、施設の利用促進、利用者満足度の向上のためにアンケート等を実施することが望まれる。

(現状及び問題点)

利用者の満足度向上を図るための施策、例えば利用者からのアンケートなどが実施されていない。目安箱等の設置もなく、利用者満足度の調査、確認が行われていない。

(改善策)

施設利用者の満足度の向上、利用の促進のために利用者の要望を入手するためにアンケート等を実施することが望まれる。

[農政部 蚕糸園芸課] 関係

(1) 群馬県立日本絹の里 (指定管理者 ; (財) 群馬県蚕糸振興協会)

施設の概要

所管課	蚕糸園芸課	現在の運営方法	直営	指定管理者
-----	-------	---------	----	-------

施設の設置根拠(法律、条例等)

群馬県立日本絹の里の設置及び管理に関する条例

施設の設置目的

本県蚕糸業振興の拠点として、養蚕から織物まで親しむことのできる展示機能や染織等体験機能を備えた施設を設置し、広く県民に蚕糸業の理解と興味を深める。

施設の概要

設置年月日	平成10年4月24日
建物規模(延べ床面積、階)	本館RC造2階建・展示館木造平屋建 延べ床面積1,559㎡
建設費(単位:千円)	850,010千円
敷地面積(所有者)	8,917㎡ (群馬県)
備考(大規模改修等)	事務室増築(H13年度:27,615千円)

(指定管理費用 ; 平成 20 年度契約額 100,103 千円)

意見

予算管理の徹底について

予算管理を徹底することにより、費用の削減に尽力する必要がある。

(現状及び問題点)

管理費用の内容は主として人件費、施設の維持費、企画費である。管理経費の一律カット等の効率化係数を導入すると企画が貧弱化し来場者が減少する懸念があるということで、予算設定に当たっては、その計算の根拠を、管理委託時の数値をそのまま使用している。しかしながら、県の負担は、平成 18 年度指定管理者制度導入後も 1 億円を超えたまま推移しており何らかの対策が必要である。平成 19 年度の事業報告書を見ると企画展示費は 12,972 千円の予算に対して実績が 16,370 千円と、3,398 千円の大幅な予算超過となっており、予算管理の徹底を図ることにより、一段の削減の余地はあるものと思われる。

(改善策)

予算管理の徹底により、管理費用の削減を図るべきである。

(2) 群馬県水産学習館 (指定管理者;(財)群馬県公園緑地協会)

施設の概要

所管課	蚕糸園芸課	現在の運営方法	直営	指定管理者
-----	-------	---------	----	-------

施設の設置根拠(法律、条例等)

群馬県水産学習館の設置及び管理に関する条例

施設の設置目的

「魚と親しむ憩いの場」、「淡水生物の生き方を知り、その環境を大切に考える心を育てる」、「内水面漁業に関する学習材料を提供し理解を深める」等を目的につくられた。群馬県の生息魚類を中心に、両生類、爬虫類、甲殻類等を一堂に展示した淡水生物専門の水族館方式の学習施設。

施設の概要

設置年月日	昭和62年4月15日
建物規模(延べ床面積、階)	鉄骨造平屋建、延べ床面積 381.5m ² 、1階
建設費(単位:千円)	190,000 (千円)
敷地面積(所有者)	417.7m ² (群馬県)
備考(大規模改修等)	

(指定管理費用;平成20年度契約額 18,480 千円)

意見

つつじが岡公園との一体管理について

県の異なる管理部局の元に以下の3つの施設に区分してそれぞれ異なる管理者に管理されている。公園全体を一体としての一元的な管理・整備の方法を検討することが望まれる。

(現状及び問題点)

つつじが岡公園は県の異なる管理部局の元に以下の3つの施設に区分してそれぞれ異なる管理者に管理されている。水産学習館はそのうちの1施設である。

つつじが岡公園(花山部分を除く)...県土整備部(都市計画課)

つつじが岡公園(花山部分)...環境森林部(自然環境課)

群馬県水産学習館...農政部(蚕糸園芸課)

県は、これら3施設についてそれぞれ管理者の選定作業や月例報告、事業報告等の管理作業を行っており不効率である。管理部局の別により施設管理も別に行うというのはいわゆる縦割り管理の弊害といわざるを得ない。むしろ、つつじが岡公園を一体として運営することが指定管理者の管理においてまた、公園自体の維持管理や整備の点からも有効であると思われる。

(改善策)

つつじが岡公園一体としての一元的な管理・整備の方法を検討することが望まれる。こ

のことについては、「つつじが岡公園（花山部分を除く）」に対する意見として既に述べているので、参照されたい。

協定書・計画書と報告書の項目不一致について

協定書・計画書に謳われている調査研究業務が、事業報告書においては、報告項目としても支出項目としても記載されていない。

（現状及び問題点）

水産学習館は水産試験場のような専門的な調査研究機関ではないが、地元に着した調査研究を行うことが基本協定書第5条に記載されている。しかし、事業計画書、事業報告書の収支状況を見ると、支出項目に調査研究に関する項目がない。基本協定書に調査研究が記載されている以上、計画書や報告書にも支出項目に調査研究項目を設けるべきである。調査研究業務が実施されたのかどうか不明である。

（改善策）

事業報告においても、指定管理業務の一つである調査研究業務の実施状況を明確に記載する必要がある。

利用者数目標の設定について

重要な指標である利用者数の目標値設定ができていないので、事業計画において明確な目標値を設定する必要がある。

（現状及び問題点）

利用者数は施設の満足度等を図る重要な指標の一つと考えられ、事業報告書においても重要な報告数値となっているが、目標設定がなされていない。事業計画において利用者数の目標が記載されていないため利用者に関する評価ができないので、計画数値としても利用者数目標を設定すべきである。

（改善策）

利用者数目標を事業計画上も明記して、その達成に努めるべきである。

(3) ぐんまフラワーパーク (指定管理者;(株)ぐんまフラワー管理)

施設の概要

所管課	蚕糸園芸課	現在の運営方法	直営	指定管理者
-----	-------	---------	----	-------

施設の設置根拠(法律、条例等)

ぐんまフラワーパークの設置及び管理に関する条例

施設の設置目的

県民に花と緑に親しむ憩いの場及び花と緑に関する学習の場を提供するため、設置する。

施設の概要

設置年月日	平成4年4月23日
建物規模(延べ床面積、階)	建物延べ床面積10,262㎡ 1階
建設費(単位:千円)	7,171,000千円
敷地面積(所有者)	敷地面積215,230㎡
備考(大規模改修等)	夜間照明施設設置(H15.16 123,128千円) イングリッシュガーデン整備(H15 157,899千円)

(指定管理費用;平成20年度契約額 190,000 千円)

意見

管理費用の見積もり方式について

管理費用が多額に見積もられていた可能性がある。市場価格を反映させる方式の導入を検討する必要がある。

(現状及び問題点)

ぐんまフラワーパークは、公園の運営、広報、維持管理業務、園芸等の指導業務、レストラン、ショッピングセンター、遊具等の運営業務を行っており、県はこれらの業務を一括して指定管理の対象としている。利用料金制を導入しており入園料の他、レストラン、ショッピングセンター、遊具等の収益は自主事業として指定管理者が自ら料金を徴収している。その他に県は指定管理者に管理費用を支払う形態になっており、管理費用の金額は平成19年度185,830千円である。平成19年度の収支の状況は総収入424,635千円に対し総支出が418,669千円で5,966千円の利益を計上している。

管理費用の金額の算定方法は、実績に基づきコストを積み上げる方式によっている。この算定方式によると、過去の実績に対して予測値の計算が行われるので、市場における現況が反映されにくいというデメリットがある。本施設では、過去からの時系列情報に経費削減係数等が加味されているにしても、平成19年度の利用料収入等が計画値(除く委託費収入185,830千円)を61,875千円も下回ったにもかかわらず、上記の通り5,968千円とは

いえ、利益が計上できている要因として、利用者数の増減による影響を受けない固定収入である県が支払う管理費用(委託料収入)が寄与していると推測することが可能であるが、この点について検証してみる必要がある。繰り返しになるが、管理費用を過去のコストの積み上げ方式によっている場合には、単価が過去から高いまま推移していると、その年度年度の市場価格が反映されないまま、コストが高い単価のままで積み上げられるというデメリットが発生し、積算コストが次第に市場価格と乖離してしまう可能性がある。平成 19 年度の管理費用の額は、市場価格に比して、やや高めのコストが積み上がって算定された余剰のある額であり、その結果、利用料収入の減少を補完した可能性も考えられる。積算時の市場価格の動向も踏まえながら、適正な管理費用が算定されているかどうかについて分析しておくことが有効であると思われる

また、平成 20 年以後の管理費用(委託料収入)については、利益額は漸減すると思われるが、平成 19 年度利益計上の要因が、自主事業の利益にあるのであれば、指定管理者のモチベーションを冷まさない範囲で、利益の一部を県に還元させるような制度も検討の余地がある。

(改善策)

管理費用の算定にあたり、過去の実績の積み上げに加え、個々の要素の価格を市場価格と比較しながら、積み上げる方式等の導入を検討願いたい。

利用者数の減少について

指定管理者導入後、入場者数が減少傾向にあり、住民満足度の向上の観点からの検証が必要である。

(現状及び問題点)

県の負担するコストは指定管理者制度導入前に比して、導入直前の平成 17 年度と比しても 80 百万円以上減少しており、経費削減には寄与している。また、指定管理者側から見ても利益が計上できており、損益面では順調に推移しているように思われる。しかしながら、利用者数に目を転じて見ると、年間利用者総数は目標利用者数を大幅に下回り、また指定管理者制度導入(平成 18 年度)以前の利用者数を下回る状況にある。このことは、利用者のサービスに対する満足度という観点からは、満足度を下げていることが懸念される。指定管理者の実施している自主事業の内容も含め、利用者ニーズにあった、満足度を向上させる内容になっているか等を、検討する必要がある。

区分	19 年度	18 年度	17 年度	16 年度	15 年度
年間利用者総数	257,029	289,193	324,455	298,689	363,730
有料利用者総数	157,312	189,159	223,546	193,130	242,191
無料利用者総数	99,717	100,034	100,909	105,559	121,539
目標利用者数	350,000	400,000			

(改善策)

現状実施している事業を、住民満足度の向上の観点から、洗い出し、検討する必要がある。

[農政部 畜産課] 関係

(1) 群馬県馬事公苑 (指定管理者 ; (財) 群馬県馬事公苑)

施設の概要

所管課	畜産課	現在の運営方法	直営	指定管理者
-----	-----	---------	----	-------

施設の設置根拠(法律、条例等)

群馬県馬事公苑の設置及び管理に関する条例

施設の設置目的

県民の動物愛護精神を養うとともに、馬に関する知識の普及及び乗馬技術の向上を図る。

施設の概要

設置年月日	昭和61年3月
建物規模(延べ床面積、階)	管理棟(900.23㎡、鉄骨造2階)、第2厩舎(195.24㎡、鉄骨造) 第3厩舎(431.20㎡、RC造2階)、宿舎(82.30㎡、木造)
建設費(単位:千円)	229,548千円
敷地面積(所有者)	15,915.60㎡(群馬県)
備考(大規模改修等)	

(指定管理費用 ; 平成20年度契約額 42,500 千円)

意見

施設の所管課について

群馬県馬事公苑は現在畜産課が所管しているが、施設の設置目的(動物愛護精神・乗馬技術の向上)等を考慮したときに、より相応しい所管課があるのかどうか検討の余地がある。

(現状及び問題点)

群馬県馬事公苑は、現在畜産課が所管しているが、施設の設置目的「県民の動物愛護精神を養うとともに、馬に関する知識の普及及び乗馬技術の向上を図る」を考慮すると、必ずしも、畜産の振興をはかる畜産課が所管することに合理性があるのかどうか疑問である。施設設置目的を達成するのに、より相応しい所管課があるのかどうか、所管課の変更も含めて検討の余地があるのではないかと思われる。

(改善策)

施設の実状から所管課の見直し等を検討することが望まれる。

[産業経済部 労働政策課] 関係

(1) 群馬県勤労福祉センター（指定管理者；(財)群馬県勤労福祉センター）

施設の概要

所管課	労働政策課	現在の運営方法	直営	指定管理者
-----	-------	---------	----	-------

施設の設置根拠(法律、条例等)

群馬県勤労福祉センター設置及び管理に関する条例

施設の設置目的

勤労者の福祉向上の拠点として設置した勤労者福祉施設であり、会議、研修、体育館などの福利厚生施設を自ら確保できない企業や各種団体等のため、低価格で活動の場を提供する。

施設の概要

設置年月日	昭和59年4月1日
建物規模(延べ床面積、階)	本館：鉄筋コンクリート造3階建 延床面積2,917.81㎡ 体育館：鉄筋コンクリート一部鉄骨造、1,410㎡
建設費(単位：千円)	本館：330,000千円、体育館：149,500千円
敷地面積(所有者)	17,034㎡(群馬県)
備考(大規模改修等)	

(指定管理費用；平成20年度契約額 11,333 千円)

意見

指定管理者の業務継続能力について

指定管理者である財団法人群馬県勤労福祉センターは常勤職員が1名しかおらず他は非常勤職員と県からの派遣職員となっているが、常勤職員に不測の事態が生じた場合も想定して対応できるようにしておくことが必要である。

(現状及び問題点)

指定管理の委託先は財団法人群馬県勤労福祉センターであるが、同財団の人員構成は常勤者が1名、非常勤者が3名、県からの派遣が4名(但し県からの派遣は若者の就職支援活動業務であり指定管理業務には関わっていない)となっている。常勤者に不測の事態が生じた場合、指定管理業務の継続および財団の存続が困難となる可能性がある。

(改善策)

指定管理者について事業の継続能力を検証し、不測の事態が発生しても対応できるようにしておくことが望まれる。

[産業経済部 観光物産課]関係

(1) 宝台樹キャンプ場(指定管理者; 武尊山観光開発(株))

施設の概要

所管課	観光物産課	現在の運営方法	直営	指定管理者
-----	-------	---------	----	-------

施設の設置根拠(法律、条例等)

群馬県武尊山観光レクリエーション施設の設置及び管理に関する条例

施設の設置目的

県民の健全な観光レクリエーションの場を確保し、もって県民の健康及び福祉の増進に資するため

施設の概要

設置年月日	昭和51年6月
建物規模(延べ床面積、階)	キャンプ場休憩舎(平屋建て480.78㎡)ほか炊事場等建物、工作物その他付帯施設など
建設費(単位:千円)	554,592千円(宝台樹スキー場を含む)
敷地面積(所有者)	キャンプ場敷地10ヘクタール(地元地権者の土地を町が借り受け、その土地を県と町とで使用貸借)
備考(大規模改修等)	汚水処理施設の新築工事(平成19年度新設工事費38,934千円・平成20年度解体予算25,034千円)

(指定管理費用; 平成20年度契約額 1,447 千円)

意見

施設の一体管理の可能性について

宝台樹キャンプ場と宝台樹スキー場は同じ指定管理者により管理運営されていることや、一体管理によって年間を通じて利用可能な施設の運営となるため、一体管理によるメリットを十分に検討されたい。

(現状及び問題点)

宝台樹キャンプ場の施設の敷地10ヘクタールは、みなかみ町が地元の地権者から借り受け、県はみなかみ町より使用貸借している。また宝台樹スキー場(115ヘクタール)も同様の運営状況であり、両施設の指定管理者は同一のA社である。県はこれらの施設を別々に指定管理者の選定を行っているが、一体管理させることで、夏はキャンプ場、冬はスキー場として年間を通じて営業可能な施設としてより有効な管理が出来るのではないかとと思われる。

(改善策)

施設をより有効に管理運営するために、一体的な管理の方法も十分に検討することが望まれる。

非公募理由の妥当性について

宝台樹キャンプ場の指定管理者は非公募により選定されているが、非公募としている理由が十分とは考えられないため公募による選定について再検討が望まれる

(現状及び問題点)

指定管理者は非公募により選定されているが、非公募とした理由は、施設内に存在する指定管理者所有の管理棟やオートキャンプ場との一体的管理が必要であることとしている。

しかしながら、何よりも現在実施している事業自体は民間が実施することが十分可能な事業であると考えられること、及び、県が指定管理者所有の施設を借り上げる等の工夫により、一体的運営をする指定管理者を公募するという方式も可能と考えられ、透明性の向上の観点からも、現在の理由で、非公募により指定管理者を選定することについては一考を要する。

(改善策)

公募による指定管理者の選定を検討することが必要である。

利用料金の積算根拠が不明確であることについて

テントサイトの貸出料金の積算根拠が不明確であるので、施設の維持費等を考慮し貸出料金を積算し適切な受益者負担を求めることが望まれる。

(現状及び問題点)

テントサイトの貸出料金の積算根拠が不明確である。

(改善策)

施設の維持費等を考慮し貸出料金を積算し、適切な受益者負担となるように料金の見直しを検討することが望まれる

仕様協議と選定手続きについて

指定管理者の選定が非公募により行われるとしても、選定に当たっては公募によるのと同様の観点から、協定書や仕様書の作成を通して、指定管理者の的確性について検討を加え、選定された者が指定管理業務を実行できるかどうかを判断すべきであるが、この過程が十分活用できているのか疑問である。

(現状及び問題点)

宝台樹キャンプ場の仕様書は、基本協定書別記という形式でA4用紙で1枚半に7項目が簡単にまとめられているに過ぎず、他の施設の仕様書と比べ、極めて大雑把な内容にとどまっている。民間業者を指定管理者としている公園施設である群馬の森の仕様書(本文だけで7ページ、付属の別記を加えると40ページ以上に及ぶ)と比べると、協議内容が、

本当に十分なのか、また協議の過程で指定管理者の的確性の判断手続が実行されたのか疑問である。

(改善策)

指定管理業務の仕様についての協議を、指定管理者の管理業務実行可能性を判断する過程として、有効に利用する必要がある。また、後日、指定管理業務の範囲、精緻さ等について、齟齬が生じることのない程度に、仕様書には必要にして十分な取り決めを記載しておくべきである。

事業報告書の報告内容の不足について

事業計画書で取り組むこととされている項目に対して、事業報告書での報告項目が十分ではない。

(現状及び問題点)

平成 19 年度の事業計画書と事業報告書を比較するとそれぞれ項目が一致していないため、計画書で企図された項目が達成されたのか否か評価、判断が困難である。

平成 19 年度事業計画書・事業報告書の項目比較

事業計画書	事業報告書
1. 管理及び運営の体制	1. 指定管理者業務の実施状況
2. 事業の概要及び実施の時期	2. キャンプ場利用状況
(1)サービス等を向上させるための取組	3. 使用料の収入実績
(2)利用者を増加させるための取組	
(3)施設・設備の維持管理及び修繕の取組	
(4)情報公開及び個人情報保護への取組	
(5)緊急時の体制(連絡網)・対応、防災対策	
(6)利用者の苦情等トラブルの未然防止と対応策	
(7)利用者等の要望の把握及び対応策	
(8)その他	
3. 指定管理業務等に係る経費の総額及び内訳	4. 管理経費の収支決算

また、収支決算についても、事業報告書では、計画と実績を並列に対比記載することが望ましい。

(改善策)

事業計画書は指定管理業務の実施計画であり、計画した業務が実際に実施されたかが事業報告書で検証されなければならないが、項目間に不一致がある場合には、項目の達成状況の対比が明確でなくなり、計画の履行状況が判明しにくいものとなるので、事業報告書は計画書の各項目と一致させるような様式で作成されなければならない。

県は、事業計画書と事業報告書の関係が明瞭になるように指導し、適切な評価・判断をすべきである。

(2) 宝台樹スキー場(指定管理者; 武尊山観光開発(株))

施設の概要

所管課	観光物産課	現在の運営方法	直営	指定管理者
-----	-------	---------	----	-------

施設の設置根拠(法律、条例等)

群馬県武尊山観光レクリエーション施設の設置及び管理に関する条例

施設の設置目的

県民の健全な観光レクリエーションの場を確保し、もって県民の健康及び福祉の増進に資するため
--

施設の概要

設置年月日	昭和54年12月
建物規模(延べ床面積、階)	スキー場休憩舎(平屋建て511.00㎡)ほか管理棟等建物その他付帯施設など
建設費(単位:千円)	554,592千円(宝台樹キャンプ場を含む)
敷地面積(所有者)	スキー場敷地115 ² / ₁₀₀ ヘクタール(地元地権者の土地を町が借り受け、その土地を県と町とで使用貸借)
備考(大規模改修等)	安全対策の万全を図るため連絡用コースの付替工事を予定(平成20年度予算 2,205千円)

(指定管理費用; 平成20年度契約額 6,723 千円)

意見

施設の一体管理の可能性について

宝台樹キャンプ場と宝台樹スキー場は同じ指定管理者により管理運営されていることや、一体管理によって年間を通じて利用可能な施設の運営となるため、一体管理によるメリットを十分に検討されたい。
--

(現状及び問題点)

宝台樹キャンプ場の施設の敷地10ヘクタールは、みなかみ町が地元の地権者から借り受け、県はみなかみ町より使用貸借している。また宝台樹スキー場(115ヘクタール)も同様の運営状況であり、両施設の指定管理者は同一のA社である。県はこれらの施設を別々に

指定管理者の選定を行っているが、一体管理させることで、夏はキャンプ場、冬はスキー場として年間を通じて営業可能な施設としてより有効な管理が出来るのではないかと思われる。

(改善策)

施設をより有効に管理運営するために、一体的な管理の方法も十分に検討することが望まれる。

非公募理由の妥当性について

宝台樹スキー場の指定管理者は非公募により選定されているが、非公募としている理由が十分とは考えられないため公募による選定について再検討が望まれる

(現状及び問題点)

指定管理者は非公募により選定されているが、非公募とした理由は、施設内に存在する指定管理者所有のリフトや休憩舎等との一体的管理が必要であることとしている。

しかしながら、何よりも現在実施している事業自体は民間が実施することが十分可能な事業であると考えられること、及び、県が指定管理者所有の施設を借り上げる等の工夫により、一体的運営をする指定管理者を公募するという方式も可能と考えられ、透明性の向上の観点からも、現在の理由で、非公募により指定管理者を選定することについては一考を要する。

(改善策)

公募による指定管理者の選定を検討することが必要である。

指定管理者制度導入によるコスト増加について

指定管理者制度を導入したことにより県の管理費用が増加しているが、指定管理者制度の導入のひとつの目的がコストの削減であることを考えると、コスト増を吸収する方策がなかったかどうか再検証することが望まれる。

(現状及び問題点)

指定管理者制度の導入直前の平成 17 年度の管理費用は 6,433 千円であったが、指定管理者制度導入後の平成 18 年度では管理費用(指定管理料)が 6,723 千円となっている。従来から県が負担すべきであった水質検査料を正規に負担することに変えた等の理由でコストの増加になったようであるが、指定管理制度の導入目的の一つが費用の削減であることを考えると、住民満足度を落とさない範囲で、他のコストの減少を図り、この増加分を吸収できなかったかどうか、再検証することが望まれる。

(改善策)

指定管理者制度の導入のひとつの目的が管理コストの削減であることを踏まえて、住民サービス・満足度の向上との兼ね合いの中で、指定管理料の金額の合理性について十分に吟味されることが望まれる。

仕様協議と選定手続きについて

指定管理者の選定が非公募により行われるとしても、選定に当たっては公募によるのと同様の観点から、協定書や仕様書の作成を通して、指定管理者の的確性について検討を加え、選定された者が指定管理業務を実行できるかどうかを判断すべきであるが、この過程が十分活用できているのか疑問である。

(現状及び問題点)

宝台樹スキー場の仕様書は、基本協定書別記という形式でA4用紙で半ページに4項目が簡単にまとめられているに過ぎず、他の施設の仕様書と比べ、極めて大雑把な内容にとどまっている。民間業者を指定管理者としている公園施設である群馬の森の仕様書(本文だけで7ページ、付属の別記を加えると40ページ以上に及ぶ)と比べると、協議内容が、本当に十分なのか、また協議の過程で指定管理者の的確性の判断手続きが実行されたのか疑問である。

(改善策)

指定管理業務の仕様についての協議を、指定管理者の管理業務実行可能性を判断する過程として、有効に利用する必要がある。また、後日、指定管理業務の範囲、精緻さ等について、齟齬が生じることのない程度に、仕様書には必要にして十分な取り決めを記載しておくべきである。

事業報告書の報告内容の不足について

事業計画書で取り組むこととされている項目に対して、事業報告書での報告項目は十分ではない。

(現状及び問題点)

平成19年度の事業計画書と事業報告書を比較するとそれぞれ項目が一致していないため、計画書で企図された項目が達成されたのか否か評価、判断が困難である。

平成19年度事業計画書・事業報告書の項目比較

事業計画書	事業報告書
1. 管理及び運営の体制	1. 指定管理者業務の実施状況
2. 事業の概要及び実施の時期	2. スキー場の利用状況
(1) サービス等を向上させるための取組	
(2) 利用者を増加させるための取組	

(3)施設・設備の維持管理及び修繕の取組	
(4)情報公開及び個人情報保護への取組	
(5)緊急時の体制(連絡網)・対応、防災対策	
(6)利用者の苦情等トラブルの未然防止と対応策	
(7)利用者等の要望の把握及び対応策	
(8)その他	
3. 指定管理業務等に係る経費の総額及び内訳	3. 管理経費の収支決算

また、収支決算についても、事業報告書では、計画と実績を並列に対比記載することが望ましい。

(改善策)

事業計画書は指定管理業務の実施計画であり、計画した業務が実際に実施されたかが事業報告書で検証されなければならないが、項目間に不一致がある場合には、項目の達成状況の対比が明確でなくなり、計画の履行状況が判明しにくいものとなるので、事業報告書は計画書の各項目と一致させるような様式で作成されなければならない。

県は、事業計画書と事業報告書の関係が明瞭になるように指導し、適切な評価・判断をすべきである。

(3) 武尊牧場スキー場(指定管理者; 武尊山観光開発(株))

施設の概要

所管課	観光物産課	現在の運営方法	直営	指定管理者
-----	-------	---------	----	-------

施設の設置根拠(法律、条例等)

群馬県武尊山観光レクリエーション施設の設置及び管理に関する条例

施設の設置目的

県民の健全な観光レクリエーションの場を確保し、もって県民の健康及び福祉の増進に資するため

施設の概要

設置年月日	昭和54年12月
建物規模(延べ床面積、階)	スキー場休憩舎(平屋建て226.76㎡)ほか建物その他付帯施設など
建設費(単位:千円)	160,202千円
敷地面積(所有者)	スキー場敷地60㌥(片品村から使用貸借)
備考(大規模改修等)	

(指定管理費用; 平成20年度契約額 3,476千円)

意見

非公募理由の妥当性について

武尊牧場スキー場の指定管理者は非公募により選定されているが、非公募としている理由が十分とは考えられないため公募による選定について再検討が望まれる

(現状及び問題点)

指定管理者は非公募により選定されているが、非公募とした理由は、施設内に存在する指定管理者所有のリフトや管理棟等との一体的管理が必要であることとしている。

しかしながら、何よりも現在実施している事業自体は民間が実施することが十分可能な事業であると考えられること、及び、県が指定管理者所有の施設を借り上げる等の工夫により、一体的運営をする指定管理者を公募するという方式も可能と考えられ、透明性の向上の観点からも、現在の理由で、非公募により指定管理者を選定することについては一考を要する。

(改善策)

施設内の他者所有施設との調整、条件を整えたうえで、公募により指定管理者を選定することが望まれる。

指定管理者制度導入によるコスト増加について

指定管理者制度を導入したことにより県の管理費用が増加しているが、指定管理者制度の導入のひとつの目的がコストの削減であることを考えると、コスト増を吸収する方策がなかったかどうか再検証することが望まれる。

(現状及び問題点)

指定管理者制度の導入直前の平成 17 年度の管理費用は 3,017 千円であったが、指定管理者制度導入後の平成 18 年度では管理費用（指定管理料）が 3,476 千円となっている。

従来から県が負担すべきであった水質検査料を正規に負担することに変えた等の理由でコストの増加になったようであるが、指定管理制度の導入目的の一つが費用の削減であることを考えると、住民満足度を落とさない範囲で、他のコストの減少を図り、この増加分を吸収できなかったかどうか、再検証することが望まれる。

(改善策)

指定管理者制度の導入のひとつの目的が管理コストの削減であることを踏まえて、住民サービス・満足度の向上との兼ね合いの中で、指定管理料の金額の合理性について十分に吟味されることが望まれる。

仕様協議と選定手続きについて

指定管理者の選定が非公募により行われるとしても、選定に当たっては公募によるのと同様の観点から、協定書や仕様書の作成を通して、指定管理者の的確性について検討を加え、選定された者が指定管理業務を実行できるかどうかを判断すべきであるが、この過程が十分活用できているのか疑問である。

(現状及び問題点)

武尊牧場スキー場の仕様書は、基本協定書別記という形式で A4 用紙で半ページに 4 項目が簡単にまとめられているに過ぎず、他の施設の仕様書と比べ、極めて大雑把な内容にとどまっている。民間業者を指定管理者としている公園施設である群馬の森の仕様書（本文だけで 7 ページ、付属の別記を加えると 40 ページ以上に及ぶ）と比べると、協議内容が、本当に十分なのか、また協議の過程で指定管理者の的確性の判断手続が実行されたのか疑問である。

(改善策)

指定管理業務の仕様についての協議を、指定管理者の管理業務実行可能性を判断する過程として、有効に利用する必要ある。また、後日、指定管理業務の範囲、精緻さ等について、齟齬が生じることのない程度に、仕様書には必要にして十分な取り決めを記載しておくべきである。

事業報告書の報告内容の不足について

事業計画書で取り組むこととされている項目に対して、事業報告書での報告項目は十分ではない。

(現状及び問題点)

平成 19 年度の事業計画書と事業報告書を比較するとそれぞれ項目が一致していないため、計画書で企図された項目が達成されたのか否か評価、判断が困難である。

平成 19 年度事業計画書・事業報告書の項目比較

事業計画書	事業報告書
1. 管理及び運営の体制	1. 指定管理者業務の実施状況
2. 事業の概要及び実施の時期	2. スキー場の利用状況
(1)サービス等を向上させるための取組	
(2)利用者を増加させるための取組	
(3)施設・設備の維持管理及び修繕の取組	
(4)情報公開及び個人情報保護への取組	
(5)緊急時の体制(連絡網)・対応、防災対策	
(6)利用者の苦情等トラブルの未然防止と対応策	
(7)利用者等の要望の把握及び対応策	
(8)その他	
3. 指定管理業務等に係る経費の総額及び内訳	3. 管理経費の収支決算

また、収支決算についても、事業報告書では、計画と実績を並列に対比記載することが望ましい。

(改善策)

事業計画書は指定管理業務の実施計画であり、計画した業務が実際に実施されたどうか事業報告書で検証されなければならないが、項目間に不一致がある場合には、項目の達成状況の対比が明確でなくなり、計画の履行状況が判明しにくいものとなるので、事業報告書は計画書の各項目と一致させるような様式で作成されなければならない。

県は、事業計画書と事業報告書の関係が明瞭になるように指導し、適切な評価・判断をすべきである。

(4) 川場キャンプ場 (指定管理者; 川場村)

施設の概要

所管課	観光物産課	現在の運営方法	直営	指定管理者
-----	-------	---------	----	-------

施設の設置根拠(法律、条例等)

群馬県武尊山観光レクリエーション施設の設置及び管理に関する条例

施設の設置目的

県民の健全な観光レクリエーションの場を確保し、もって県民の健康及び福祉の増進に資するため

施設の概要

設置年月日	昭和55年7月
建物規模(延べ床面積、階)	キャンプ場管理棟(2階建て222.36㎡)ほか炊事場等建物、工作物その他付帯施設など
建設費(単位:千円)	135,922千円
敷地面積(所有者)	キャンプ場敷地5㌥(川場村から使用貸借)
備考(大規模改修等)	

(指定管理費用;平成20年度契約額 1,520 千円)

意見

非公募理由の妥当性について

川場キャンプ場の指定管理者は非公募により選定されているが、非公募としている理由が十分とは考えられないため公募による選定について再検討が望まれる。

(現状及び問題点)

指定管理者は非公募により選定されているが、非公募とした理由は、施設内に存在する指定管理者所有のコテージやバンガロー等との一体的管理が必要であることとしている。しかしながら、何よりも現在実施している事業自体は民間が実施することが十分可能な事業であると考えられること、及び、県が指定管理者所有の施設を借り上げる等の工夫により、一体的運営をする指定管理者を公募するという方式も可能と考えられ、透明性の向上の観点からも、現在の理由で、非公募により指定管理者を選定することについては一考を要する。

(改善策)

施設内の他者所有施設との調整、条件を整えたうえで、公募により指定管理者を選定することが望まれる。

利用料金の設定方法について

施設の利用料金は周辺の類似施設の料金を参考に設定されているが、当該施設の維持管理コストの観点から積算し、適正な受益者負担を求めていくことが望まれる。

(現状及び問題点)

施設の利用料金は施設の維持管理コストをベースに積算した結果に基づくものではなく、他の地域の類似した施設で設定されている料金との横並びで決められている。県民サービスの観点からは安価な料金で施設提供することは望ましいとも考えられるが、維持管理コストを考慮した経済性の観点が欠落していることは適当ではない。

(改善策)

適正な受益者負担を求めるためにも維持管理コストの面から利用料金を積算し、現在の利用料金の妥当性を検討することが望まれる。

仕様協議と選定手続きについて

指定管理者の選定が非公募により行われるとしても、選定に当たっては公募によるのと同様の観点から、協定書や仕様書の作成を通して、指定管理者の的確性について検討を加え、選定された者が指定管理業務を実行できるかどうかを判断すべきであるが、この過程が十分活用できているのか疑問である。

(現状及び問題点)

川場キャンプ場の仕様書は、基本協定書別記という形式でA4用紙で1枚半に7項目が簡単にまとめられているに過ぎず、他の施設の仕様書と比べ、極めて大雑把な内容にとどまっている。民間業者を指定管理者としている公園施設である群馬の森の仕様書(本文だけで7ページ、付属の別記を加えると40ページ以上に及ぶ)と比べると、協議内容が、本当に十分なのか、また協議の過程で指定管理者の的確性の判断手続が実行されたのか疑問である。

(改善策)

指定管理業務の仕様についての協議を、指定管理者の管理業務実行可能性を判断する過程として、有効に利用する必要がある。また、後日、指定管理業務の範囲、精緻さ等について、齟齬が生じることのない程度に、仕様書には必要にして十分な取り決めを記載しておくべきである。

事業報告書の報告内容の不足について

事業計画書で取り組むこととされている項目に対して、事業報告書での報告項目は十分ではない。

(現状及び問題点)

平成 19 年度の事業計画書と事業報告書を比較するとそれぞれ項目が一致していないため、計画書で企図された項目が達成されたのか否か評価、判断が困難である。

平成 19 年度事業計画書・事業報告書の項目比較

事業計画書	事業報告書
1. 管理担当部署に関する事項及び類似施設の実績	1. 概要
2. 管理運営方針に関する事項	2. イベント
3. 実施計画に関する事項	
(1) サービス等を向上させるための取組	
(2) 利用者を増加させるための取組	
(3) 施設・設備の維持管理及び修繕の取組	
(4) 情報公開及び個人情報保護への取組	
(5) 緊急時の体制(連絡網)・対応、防災対策	
(6) 利用者の苦情等トラブルの未然防止と対応策	
(7) 利用者等の要望の把握及び対応策	
(8) その他	
4. 管理運営体制に関する事項	
5. 収支計画に関する事項	3. 収支報告書(収入・経費内訳)

また、収支決算についても、事業報告書では、計画と実績を並列に対比記載することが望ましい。

(改善策)

事業計画書は指定管理業務の実施計画であり、計画した業務が実際に実施されたどうか事業報告書で検証されなければならないが、項目間に不一致がある場合には、項目の達成状況の対比が明確でなくなり、計画の履行状況が判明しにくいものとなるので、事業報告書は計画書の各項目と一致させるような様式で作成されなければならない。

県は、事業計画書と事業報告書の関係が明瞭になるように指導し、適切な評価・判断をすべきである。

アンケート等の実施状況について

利用者の要望等を把握するためにアンケート等の施策が取られていないが、施設の利用促進、利用者満足度の向上のためにアンケート等を実施することが望まれる。

(現状及び問題点)

利用者の満足度向上を図るための施策、例えば利用者からのアンケートなどが実施されていない。目安箱等の設置もなく、利用者満足度の調査、確認が行われていない。

(改善策)

施設利用者の満足度の向上、利用の促進のために利用者の要望を入手するためにアンケート等の施策を実施することが望まれる。

(5) 河川敷運動場・園地

(5) - 1 利根川河川境運動場(指定管理者;伊勢崎市)

施設の概要

所管課	観光物産課	現在の運営方法	直営	指定管理者
-----	-------	---------	----	-------

施設の設置根拠(法律、条例等)

群馬県河川総合レクリエーション施設の設置及び管理に関する条例

施設の設置目的

県民の健全な観光レクリエーションの場を確保し、もって県民の健康及び福祉の増進に資するため

施設の概要

設置年月日	昭和51年7月
建物規模(延べ床面積、階)	
建設費(単位:千円)	県が河川占用許可を得た土地に市町村が設備等を整備
敷地面積(所有者)	21,012㎡(河川用地)
備考(大規模改修等)	

(指定管理費用;平成20年度契約額 0 千円)

(5) - 2 利根川河川尾島児童園地 (指定管理者 ; 太田市)

所管課	観光物産課	現在の運営方法	直営	指定管理者
-----	-------	---------	----	-------

施設の設置根拠(法律、条例等)

群馬県河川総合レクリエーション施設の設置及び管理に関する条例

施設の設置目的

県民の健全な観光レクリエーションの場を確保し、もって県民の健康及び福祉の増進に資するため

施設の概要

設置年月日	昭和51年7月
建物規模(延べ床面積、階)	
建設費(単位:千円)	県が河川占用許可を得た土地に市町村が設備等を整備
敷地面積(所有者)	11,510㎡(河川用地)
備考(大規模改修等)	

(指定管理費用 ; 平成 20 年度契約額 0 千円)

(5) - 3 利根川河川尾島運動場 (指定管理者 ; 太田市)

所管課	観光物産課	現在の運営方法	直営	指定管理者
-----	-------	---------	----	-------

施設の設置根拠(法律、条例等)

群馬県河川総合レクリエーション施設の設置及び管理に関する条例

施設の設置目的

県民の健全な観光レクリエーションの場を確保し、もって県民の健康及び福祉の増進に資するため

施設の概要

設置年月日	昭和51年7月
建物規模(延べ床面積、階)	
建設費(単位:千円)	県が河川占用許可を得た土地に市町村が設備等を整備
敷地面積(所有者)	25,725㎡(河川用地)
備考(大規模改修等)	

(指定管理費用 ; 平成 20 年度契約額 0 千円)

(5) - 4 烏川河川玉村運動場 (指定管理者; 玉村町)

所管課	観光物産課	現在の運営方法	直営	指定管理者
-----	-------	---------	----	-------

施設の設置根拠(法律、条例等)

群馬県河川総合レクリエーション施設の設置及び管理に関する条例

施設の設置目的

県民の健全な観光レクリエーションの場を確保し、もって県民の健康及び福祉の増進に資するため

施設の概要

設置年月日	昭和51年7月
建物規模(延べ床面積、階)	
建設費(単位:千円)	県が河川占用許可を得、もしくは借上げした土地に市町村が設備等を整備
敷地面積(所有者)	62,771㎡(河川用地及び民有地)
備考(大規模改修等)	

(指定管理費用; 平成 20 年度契約額 0 千円)

意見

アンケート等の実施状況について

利用者の要望等を把握するためにアンケート等の施策が取られていないが、施設の利用促進、利用者満足度の向上のためにアンケート等を実施することが望まれる。

(現状及び問題点)

利用者の満足度向上を図るための施策、例えば利用者からのアンケートなどが実施されていない。目安箱等の設置もなく、利用者満足度の調査、確認が行われていない。

(改善策)

施設利用者の満足度の向上、利用の促進のために利用者の要望を入手するためにアンケート等の施策を実施することが望まれる。

施設のあり方について

河川運動場は地元市町村に密着した施設の色が強いことから、指定管理者としてではなく、より直接的に自主的に、地元市町村によって運営されることが実態に即した利用方法と考えられる。

(現状及び問題点)

それぞれの河川運動場は元々県民のグラウンドとして設置されたものであるが、利用者の

状況を見ると地元市町村の利用者が多く、指定管理者が地元の自治体であること、及び河川法関係法令もその周辺の住民による利用を想定していることを考えると、必ずしも県有施設として維持管理する必要性は高くないように見受けられる。

また、現在の県の指定管理者への関与の仕方も、事業計画書、事業報告書も A4 用紙 1 ページで完結する分量であり、通常指定管理者に求めている月例もしくは四半期での報告も基本協定書上も記載されておらず、指定管理者の自主性にほとんど委ねた管理状況になっている。

（改善策）

それぞれの河川運動場が設置されている自治体（伊勢崎市、太田市、玉村町）に施設を移譲し、それぞれの自治体が自主的かつ直接的に運営したほうが実態に即してより良いのではないと思われる。

〔 県土整備部 都市計画課 〕 関係
 (1) 敷島公園 (指定管理者 ; (財) 群馬県公園緑地協会)

施設の概要

所管課	都市計画課	現在の運営方法	直営	指定管理者
-----	-------	---------	----	-------

施設の設置根拠(法律、条例等)

都市公園法第2条、群馬県立公園条例

施設の設置目的

都市における良好な景観の形成、緑とオープンスペースの確保を通じて、都市住民の公共の福祉増進のため設置。都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園として設置。

施設の概要

設置年月日	大正11年10月
建物規模(延べ床面積、階)	-
建設費(単位:千円)	約11,000,000
敷地面積(所有者)	17.8ha(群馬県)
備考(大規模改修等)	S56陸上競技場改修(2.8億円)、S61野球場改修(10.3億円)、S62サッカー・ラグビー場改修(4億円)、H7水泳場改修(23億円)、H16・17陸上競技場バックスタンド改修(4.4億円)

(指定管理費用 ; 平成 20 年度契約額 199,953 千円)

意見

個別施設単位の予算管理について

個別施設単位の予算管理が徹底できていない。

(現状及び問題点)

公園内に所在する野球場や陸上競技場、プール等の個々の施設単位での具体的な予算管理は未だ行われていない。電気・水道等のメーターは同一である等、実施上考慮しなければならない事項も多いが、施設の効率的な利用、コスト削減の観点からは個別の施設ごとに予算管理を行うことが望まれる。

(改善策)

個々のスポーツ施設単位での予算設定、管理を実施する必要がある。

利用者数目標の設定について

目標管理の一環として、行動に直結しやすくわかりやすい重要な数値目標である、利用者数目標が設定できていない。

(現状及び問題点)

現在、行動に直結しやすくわかりやすい重要な数値目標である、利用者数目標が設定できていない。施設ごとに目標利用者数を設定して目標管理を徹底し、利用者数・稼働率を上げるべきである。

(改善策)

重要な管理指標である利用者数目標を設定し、その達成に向けて目標管理を徹底すべきである。

(2) 金山総合公園 (指定管理者; 山梅造園土木・ケービックスグループ(3社))

施設の概要

所管課	都市計画課	現在の運営方法	直営	指定管理者
-----	-------	---------	----	-------

施設の設置根拠(法律、条例等)

都市公園法(第2条)、群馬県立公園条例

施設の設置目的

都市における良好な景観の形成、緑とオープンスペースの確保をとおして、都市住民の公共の福祉増進のため設置。
・昭和54年の「国際児童年」を記念し、「子どもたちの「豊かな心」「健康な体」「考える力」を太陽と緑のもとで創意工夫し家族とともに利用できる公園」をコンセプトに建設。

施設の概要

設置年月日	平成3年5月
建物規模(延べ床面積、階)	-
建設費(単位:千円)	約6,660,000
敷地面積(所有者)	18.7ha(群馬県)
備考(大規模改修等)	-

(指定管理費用;平成20年度契約額 170,870 千円)

意見

利用者数目標の設定について

目標管理の一環として、行動に直結しやすくわかりやすい重要な数値目標である、利用者数目標が設定できていない。

(現状及び問題点)

現在、行動に直結しやすくわかりやすい重要な数値目標である、利用者数目標が設定で

きていない。利用者数目標を設定して目標管理を徹底し、利用者数・稼働率を上げるべきである。

(改善策)

重要な管理指標である利用者数目標を設定し、その達成に向けて目標管理を徹底すべきである。

指定管理者の経営状況・業務継続能力等の把握（決算書の入手等）不足について

県は指定管理者そのものの決算書等を選定時以外に入手していないが、指定管理者の業務継続能力、経営の安全性、安定性をモニタリングする上で、毎年継続的に決算書等入手しチェックすることが望まれる。

(現状及び問題点)

県は事業報告書等により施設の維持管理に関する収支を指定管理者に報告させているが、指定管理者そのものの経営状況や財務内容に関する情報を入手していない。指定管理者に要請される事項の一つとして指定管理者そのものの業務継続能力、安全性、安定性といったものがあるが、指定管理者全体としての経営の安定性や安全性をモニタリングするうえで、指定管理者の決算書等の資料を毎年継続的に入手していないことは問題であると思われる。

(改善策)

指定管理者の事業の安全性や安定性をモニタリングする上で、指定管理者そのものの決算書を毎年入手して経営状況を把握し、継続性に疑問が生じた場合等に適時に対応できる状況を確保することが望まれる。

(3) 観音山ファミリーパーク (指定管理者; NPO 法人 KFP 友の会)

施設の概要

所管課	都市計画課	現在の運営方法	直営	指定管理者
-----	-------	---------	----	-------

施設の設置根拠(法律、条例等)

都市公園法(第2条)、群馬県立公園条例

施設の設置目的

都市における良好な景観の形成、緑とオープンスペースの確保を通じて、都市住民の公共の福祉増進のため設置。
「豊かな自然の息づく夢とやすらぎのある森の公園」をコンセプトに県内のレクリエーション機能の向上を図るために設置。

施設の概要

設置年月日	平成15年5月(第一期開園)
建物規模(延べ床面積、階)	-
建設費(単位:千円)	約9,480,000
敷地面積(所有者)	60.3ha(群馬県)
備考(大規模改修等)	-

(指定管理費用;平成20年度契約額 11,333 千円)

意見

利用者数目標の設定について

目標管理の一環として、行動に直結しやすくわかりやすい重要な数値目標である、利用者数目標が設定できていない。

(現状及び問題点)

現在、行動に直結しやすくわかりやすい重要な数値目標である、利用者数目標が設定できていない。利用者数目標を設定して目標管理を徹底し、利用者数・稼働率を上げるべきである。

(改善策)

重要な管理指標である利用者数目標を設定し、その達成に向けて目標管理を徹底すべきである。

[企業局 財務管理課] 関係

(1) ゴルフ場

(1) - 1 上武ゴルフ場 (指定管理者; スバルリビングサービス (株) 群馬事業所)

施設の概要

所管課	(企)財務管理課	現在の運営方法	直営	指定管理者
-----	----------	---------	----	-------

施設の設置根拠(法律、条例等)

・群馬県公営企業の設置等に関する条例
 ・群馬県ゴルフ場管理条例

施設の設置目的

河川敷の有効活用を図りながら、幅広く県民が低廉な料金で、大衆スポーツであるゴルフを気軽に楽しむことのできる場を提供することにより、スポーツ振興を通じて、県民福祉の増進に寄与することを目的としている。

施設の概要

設置年月日	昭和47年4月1日
建物規模(延べ床面積、階)	全長6,529yard、18H、PAR72
建設費(単位:千円)	325,574千円
敷地面積(所有者)	409,544m ²
備考(大規模改修等)	-

(指定管理費用;平成20年度契約額 利用料金制採用)

(1) - 2 玉村ゴルフ場 (指定管理者;(株)三商)

所管課	(企)財務管理課	現在の運営方法	直営	指定管理者
-----	----------	---------	----	-------

施設の設置根拠(法律、条例等)

・群馬県公営企業の設置等に関する条例
 ・群馬県ゴルフ場管理条例

施設の設置目的

河川敷の有効活用を図りながら、幅広く県民が低廉な料金で、大衆スポーツであるゴルフを気軽に楽しむことのできる場を提供することにより、スポーツ振興を通じて、県民福祉の増進に寄与することを目的としている。

施設の概要

設置年月日	昭和51年9月19日
建物規模(延べ床面積、階)	全長6,572yard、18H、PAR72
建設費(単位:千円)	701,420千円
敷地面積(所有者)	517,711m ²
備考(大規模改修等)	-

(指定管理費用;平成20年度契約額 利用料金制採用)

(1) - 3 前橋ゴルフ場 (指定管理者 ; ライジングプロモーション (株))

所管課	(企) 財務管理課	現在の運営方法	直営	指定管理者
-----	-------------	---------	----	-------

施設の設置根拠 (法律、条例等)

・群馬県公営企業の設置等に関する条例
 ・群馬県ゴルフ場管理条例

施設の設置目的

河川敷の有効活用を図りながら、幅広く県民が低廉な料金で、大衆スポーツであるゴルフを気軽に楽しむことのできる場を提供することにより、スポーツ振興を通じて、県民福祉の増進に寄与することを目的としている。

施設の概要

設置年月日	昭和55年4月28日
建物規模 (延べ床面積、階)	全長6,331yard、18H、PAR72
建設費 (単位 : 千円)	1,090,071千円
敷地面積 (所有者)	420,010㎡
備考 (大規模改修等)	上毛大橋建設に伴い12H ~ 14H改造

(指定管理費用 ; 平成 20 年度契約額 利用料金制採用)

(1) - 4 板倉ゴルフ場 (指定管理者 ; (株) 東急リゾートサービス)

所管課	(企) 財務管理課	現在の運営方法	直営	指定管理者
-----	-------------	---------	----	-------

施設の設置根拠 (法律、条例等)

・群馬県公営企業の設置等に関する条例
 ・群馬県ゴルフ場管理条例

施設の設置目的

河川敷の有効活用を図りながら、幅広く県民が低廉な料金で、大衆スポーツであるゴルフを気軽に楽しむことのできる場を提供することにより、スポーツ振興を通じて、県民福祉の増進に寄与することを目的としている。

施設の概要

設置年月日	昭和59年10月21日
建物規模 (延べ床面積、階)	全長6,505yard、18H、PAR72
建設費 (単位 : 千円)	1,686,601千円
敷地面積 (所有者)	446,020㎡
備考 (大規模改修等)	-

(指定管理費用 ; 平成 20 年度契約額 利用料金制採用)

意見

指定管理者の経営状況・業務継続能力等の把握 (決算書の入手等) 不足について

県は指定管理者そのものの決算書等を選定時以外に入手していないが、指定管理者の業務継続能力、経営の安全性、安定性をモニタリングする上で、毎年継続的に決算書等入手しチェックすることが望まれる。

(現状及び問題点)

県は事業報告書等により施設の維持管理に関する収支を指定管理者に報告させているが、指定管理者そのものの経営状況や財務内容に関する情報を入手していない。指定管理者に要請される事項の一つとして指定管理者そのものの業務継続能力、経営の安全性、安定性といったものがあるが、指定管理者全体としての経営の安定性や安全性をモニタリングするうえで、指定管理者の決算書といった資料を継続的に入手していないことは問題であると思われる。

(改善策)

指定管理者の事業の安全性や安定性をモニタリングする上で、指定管理者そのものの決算書を毎年入手して経営状況を把握し、継続性に疑問が生じた場合等に適時に対応できる状況を確保することが望まれる。

区分経理について

指定管理者が、自社の事業の一部として、指定管理事業を実施している場合には、自社全体に係る共通費の配分等の適正性を検証するのが困難である。

(現状及び問題点)

基本協定書第17条第2項の事業報告書には「管理及び運営に係る収支状況に関する事項」として収支状況報告書の提出が求められている。

県営ゴルフ場の指定管理者は、自社の事業の一部として、指定管理事業を実施しているが、その場合に、当該指定事業の真実の収支状況が報告されるためには、指定管理者の事業全体の帳簿から区分経理・決算期間調整等が誘導的に実施され、一つの事業部門である県営ゴルフ場の収支状況が導出される必要がある。指定管理者の事業全体に係る共通費の配布の問題、決算期のズレの調整の問題等があり、この過程が適正かどうかを判断するのは、極めて困難な作業となっている。

(改善策)

指定管理者全体の帳簿体系において、区分経理を明確にするために、その一部門である指定管理事業である県営ゴルフ場事業について部門別管理(部門別元帳等)を導入する、決算期調整のためには中間決算で用いられている精算表方式による調整処理を実施する等の工夫が必要である。因みに、指定管理者の事業全体の適正性まで担保するためには、会計監査の導入が必要となる。

(2) ウェストパーク1000 (指定管理者;(財)高崎市都市整備公社)

施設の概要

所管課	(企)財務管理課	現在の運営方法	直営	指定管理者
-----	----------	---------	----	-------

施設の設置根拠(法律、条例等)

・群馬県公営企業の設置等に関する条例
・群馬県自動車駐車場条例

施設の設置目的

市街地の渋滞解消、交通の円滑化を図り、都市機能を確保することを目的としている。

施設の概要

設置年月日	平成13年4月1日
建物規模(延べ床面積、階)	S造、地上7階自走式立体駐車場、29,702.30㎡
建設費(単位:千円)	5,560,000千円
敷地面積(所有者)	5,942.00㎡
備考(大規模改修等)	-

(指定管理費用;平成20年度契約額 39,635 千円)

意見

利用料金制への移行可能性について

ウェストパーク1000は現在指定管理料方式を採用しているが、施設の規模や性格から利用料金制への移行も可能と思われるので検討されたい。

(現状及び問題点)

ウェストパーク1000は駐車場として大規模なものであり、駐車料金収入も多額に計上される。現在指定管理方式は一定の指定管理料を指定管理者に渡し、駐車料金といった使用料は県が直接収入としているが、事業規模や性格を考えると利用料金制度を採用することも可能ではないかと思われる。

(改善策)

現在の指定管理料方式から利用料金制への移行の可能性を十分に検討し、施設の維持管理、運営に最も適した方式を採用されたい。

[教育委員会 生涯学習課] 関係

(1) 群馬県青少年会館 (指定管理者 ; (財)群馬県青少年会館)

施設の概要

所管課	教育委員会 生涯学習課	現在の運営方法	直営	指定管理者
-----	-------------	---------	----	-------

施設の設置根拠(法律、条例等)

群馬県青少年会館の設置及び管理に関する条例

施設の設置目的

青少年団体活動の振興及び青少年の健全な育成を図る

施設の概要

設置年月日	昭和57年6月5日
建物規模(延べ床面積、階)	3,676㎡(3階)
建設費(単位:千円)	403,700千円
敷地面積(所有者)	8,862㎡(群馬県)
備考(大規模改修等)	平成11年度増築工事(工事費:269,021千円)

(指定管理費用 ; 平成 20 年度契約額 82,908 千円)

意見

非公募理由の妥当性について

群馬県青少年会館の指定管理者は非公募により選定されているが、非公募理由から考えると公募による選定も可能ではないかと思われるので、公募による選定の道を模索されたい。

(現状及び問題点)

指定管理者は財団法人群馬県青少年会館が非公募で選定されている。その理由は「(財)群馬県青少年会館は、青少年活動推進の中心的団体で、その活発な活動により青少年活動を活性化できるため。」とあるが、中心的団体であることを認めるとしても、そののみで、他の団体の意見も聞くことなしに非公募とすることには合理性がないのではないかと思われる。

所管課から、さらに以下のような理由を聴取した。

- 「・ 現行の指定管理者は、各方面に出資を募って財団を形成して創設された。
- ・ 学校教育に対する理解、青少年団体との密接な関係、管理以外の育成ノウハウ、これらの条件を揃えることが不可欠でありこれらの条件を備えているのが現行の指定管理者である。
- ・ 現行の指定管理者は、従来「青年の家」を含む 4 施設の管理委託を受けていたが、

群馬県青少年会館以外の 3 つの施設が県の直営となった。群馬県青少年会館のみ指定管理者制度を導入することとし、財団法人が指定管理者となった。」

しかし、学校教育に対する理解は民間の教育産業、諸団体等でも進んでおり、また管理以外の育成ノウハウ等も有していないとは言えない。要は、現行の指定管理者が優れた団体であることを理由としているのみで、唯一無二の団体であるかどうかという点までは踏み込めていないと思われる。

(改善策)

公募による指定管理者選定の道を模索することが望まれる。

利用料金の設定方法について

「青少年会館」の利用料金は原価の積上げ計算により設定されたのではなく、他県の状況や他施設の状況と比較して設定されている。維持管理コストの面も考慮のうえ利用料金を設定されることが望まれる。

(現状及び問題点)

「青少年会館」の利用料金は原価の積上げ計算により設定されたのではなく、他県の状況や他施設の状況と比較して設定されている。原価の積上げ計算も考慮に入れるべきである。

(改善策)

施設の維持管理コストの面も考慮のうえ利用料金を設定されることが望まれる。

[教育委員会 スポーツ健康課]関係

(1) 群馬県総合スポーツセンター伊香保リンク(指定管理者; 渋川市)

施設の概要

所管課	スポーツ健康課	現在の運営方法	直営	指定管理者
-----	---------	---------	----	-------

施設の設置根拠(法律、条例等)

スポーツ振興法第12条 群馬県総合スポーツセンターの設置及び管理に関する条例

施設の設置目的

本県のスケート及びアイスホッケー競技の拠点施設として、県民の体力の向上と健康の保持増進並びに競技力向上及び冬季スポーツの普及振興を図る。(平成11年8月10日に旧伊香保町から移管)
--

施設の概要

設置年月日	屋外リンク(昭和42年度)、屋内第1リンク(昭和43年度)、屋内第2リンク(昭和60年度)、リンクハウス(昭和43年度)、審判棟(平成14年度)、管理棟(昭和54年度)、競技運営棟(平成4年度)、機械室(昭和54年度)等
建物規模(延べ床面積、階)	屋外リンク(400m×15m)、屋内第1リンク(2,310㎡、2階建)、屋内第2リンク(2,772㎡、2階建)、リンクハウス(1,556㎡、平屋建)、審判棟(130㎡、2階建)、管理棟(908㎡、2階建)、競技運営棟(1,319㎡、3階建)、機械室(486㎡、平屋建)等
建設費(単位:千円)	旧伊香保町当初建設時 屋外リンク:17,850千円、屋内第1リンク:46,415千円、リンクハウス:30,230千円、管理棟:137,400千円、競技運営棟:398,618千円、機械室:75,400千円 県建設 屋内第2リンク:318,010千円、審判棟:13,303千円
敷地面積(所有者)	54,553㎡(渋川市)
備考(大規模改修等)	旧伊香保町 屋外リンク改修工事(昭和56年度):163,390千円、屋内第1リンク改修工事(昭和56年度):163,210千円、リンクハウス改修工事(昭和57年度)94,959千円 県 伊香保リンク整備工事(平成18年度):43,890千円、管理棟施設整備工事(平成18年度):16,275千円

(指定管理費用;平成20年度契約額 80,000 千円)

意見

非公募理由の妥当性について

現在非公募により指定管理者を選定しているが、公募により指定管理者を選定する可能性を模索されたい。
--

(現状及び問題点)

群馬県総合スポーツセンター伊香保リンクは非公募により渋川市を指定管理者としてい

るが、非公募理由は製氷管理技術といった施設管理に関する専門職員を有していることや、渋川市として観光振興の一環として運営可能といったものである。民間企業等にも製氷管理技術を有する者はあると考えられ、渋川市の観光振興の一環については特段配慮する必要があるのか疑問である。

(改善策)

非公募による指定管理者選定ではなく、公募により指定管理者を選定する方向も模索されたい。

使用料の設定方法について

施設の使用料の設定は、平成 12 年 4 月から見直しや変更がされていない。維持コストを考慮した利用料金の設定が望まれる。

(現状及び問題点)

群馬県総合スポーツセンター伊香保リンクの使用料は、平成 12 年 4 月以降変更されていない。維持管理コストの面からは現在の使用料では低すぎる金額といえる。施設の利用者は比較的限定されている状況を考慮すれば受益者負担を求めることも必要ではないかと思われる。

(改善策)

使用料の設定について、維持コストからの積算も考慮し、適切な受益者負担を求めたものとするのが望まれる。

(2) 群馬県ライフル射撃場(指定管理者; 群馬県ライフル射撃協会)

施設の概要

所管課	スポーツ健康課	現在の運営方法	直営	指定管理者
-----	---------	---------	----	-------

施設の設置根拠(法律、条例等)

スポーツ振興法第12条
群馬県ライフル射撃場の設置及び管理に関する条例

施設の設置目的

ライフル射撃競技を通じて、県民の健全な心身の発達及び射撃愛好者の銃器の正しい取扱技術の習得並びに射撃技術の向上を図るため設置

施設の概要

設置年月日	昭和56年4月
建物規模(延べ床面積、階)	733.70m ² 、2階
建設費(単位:千円)	149,900千円
敷地面積(所有者)	11,732m ² (榛東村)
備考(大規模改修等)	外壁等改修工事(H16年度)

(指定管理費用; 平成20年度契約額 1,900 千円)

意見

利用料金の設定方法について

利用料金の設定方法が不明確であり、上記のとおり、利用者が限定的であることを考慮すると、より一層受益者負担を求めていくことが望まれる。

(現状及び問題点)

群馬県ライフル射撃場の料金設定は、他県の類似施設の状況等を勘案して設定したものであると思われるが、利用者が限定的であることを考慮すれば、上記同様、受益者負担の考えをもっと前面に出した料金設定をしても良いのではないと思われる。

(改善策)

ライフル射撃場の維持管理コスト等の面から使用料金を積算し、受益者負担をよりいっそう求めていくことが望まれる。

指定管理者の経営状況・業務継続能力等の把握(決算書の入手等)不足について

県は指定管理者そのものの決算書等を選定時以外に入手していないが、指定管理者の業務継続能力、経営の安全性、安定性をモニタリングする上で、毎年継続的に決算書等入手しチェックすることが望まれる。

(現状及び問題点)

県は事業報告書等により施設の維持管理に関する収支を指定管理者に報告させているが、指定管理者そのものの経営状況や財務内容に関する情報を入手していない。指定管理者に要請される事項の一つとして指定管理者そのものの業務継続能力、経営の安全性、安定性といったものがあるが、指定管理者全体としての経営の安定性や安全性をモニタリングするうえで、指定管理者の決算書といった資料を継続的に入手していないことは問題であると思われる。

(改善策)

指定管理者の事業の安全性や安定性をモニタリングする上で、指定管理者そのものの決算書を毎年入手して経営状況を把握し、継続性に疑問が生じた場合等に適時に対応できる状況を確保することが望まれる。

施設のあり方について

ライフル射撃競技人口を考慮すると、県民全体の負担で競技場を所有することに合理性があるか疑問である。競技団体への譲渡等も踏まえて、そのあり方の検討が望まれる。

(現状及び問題点)

群馬県ライフル射撃場は、あくまでライフル射撃競技を通じての、健全な心身の発達、銃器の正しい技術習得、射撃技術の向上を設置目的としている。ライフル射撃を通じてということになると、県ライフル射撃協会に登録している会員はわずか65人(平成19年度実数)に過ぎない。このような競技人口を考慮すると、県民全体の負担で競技場を所有することに合理性があるのか疑問が生じてくるところである。より受益者負担の考え方を、前面に出して検討する必要がある。

(改善策)

適正な価額での、競技団体への譲渡等も踏まえて、そのあり方の検討が望まれる。